

日程第四 都市再生特別措置法等の一部を改

正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第四、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案を議題といたしま

す。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長西村明宏君。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔西村明宏君登壇〕

○西村明宏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、低未利用土地の有効かつ適切な利用を促進するとともに地域の実情に応じた市街地の整備を一層推進することにより、都市の再生を図ることの主な内容は、

第一に、低未利用土地の利用及び管理に関する指針を立地適正化計画の記載事項として、

第二に、都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための地区画整理事業の特例を創設すること、

第三に、都市計画協力団体制度の創設を行うこと

などあります。

本案は、去る四月三日本委員会に付託され、四日石井国土交通大臣から提案理由の説明を聴取り、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 気候変動適応法案についての趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、気候変動適応法案について、趣旨の説明を求めます。環境大臣中川雅治君。

〔國務大臣中川雅治君登壇〕

○國務大臣(中川雅治君) ただ今議題となりました気候変動適応法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、高温による米や果実の品質低下、魚種の変化、大雨の頻発化に伴う水害、土砂災害、山地災害の増加、熱中症搬送者数の増加や感染症拡大への懸念など、気候変動の影響が全国各地で起き

ており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。

こうした気候変動に対処し、国民の生命財産を将来にわたって守り、経済、社会の持続可能な発展を図るために、温室効果ガスの長期大幅削減に全力で取り組むことはもちろん、現在生じおり、また将来予測される被害の防止、軽減等を図る気候変動適応に、多様な関係者の連携、協働の下、一丸となつて取り組むことが一層重要となつております。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、気候変動適応を推進するための措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上

第一に、国、地方公共団体、事業者及び国民が気候変動適応の推進のために担うべき役割を明確にします。

第二に、政府は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画を定めなければならないこととします。

第三に、環境大臣は、おおむね五年ごとに、中央環境審議会の意見を聞き、あらかじめ関係行政機関と協議し、気候変動による影響の評価を行わなければならぬこととします。

第四に、国立研究開発法人国立環境研究所は、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集及び提供や、地方公共団体等に対する技術的助言等の業務を行うこととします。

第五に、都道府県及び市町村は、地域における気候変動適応に関する計画の策定に努めるとともに、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集及び提供等を行う拠点としての機能を担う地域気候変動適応センターの体制を確保するよう努めることとします。

第六に、地方環境事務所その他国の地方行政機関、都道府県、市町村等は、広域的な連携による気候変動適応の推進のため、気候変動適応広域協議会を組織することができるることとします。

第七に、国及び地方公共団体は、気候変動適応に関する施策の推進に当たっては、防災や農業等の関連施策との連携を図るよう努めることとします。

このほか、気候変動適応に関する国際協力の推進、事業者による気候変動適応に資する事業活動の促進、事業者及び国民の関心と理解の増進等に係る規定の整備を行います。

以上が、気候変動適応法案の趣旨でございま

す。(拍手)

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑

私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました気候変動適応法案について、中川環境大臣に質問をいたします。(拍手)

地球温暖化を始めとする気候変動が、既に世界各地で起こっています。二年前の二〇一六年は、観測史上最も暑い年でした。毎年のように、大型の台風やハリケーンが甚大な被害をもたらしています。日本では、ゲリラ豪雨という言葉がすっかりと定着しました。

このような気候変動により、我が国でも、高温による米や果物の品質低下、災害リスクの増加、熱中症の増加や感染症拡大への懸念など、影響が全国各地で顕在化してきています。我が国の国民の生命財産を将来にわたって守り、経済、社会の持続可能な発展を図るには、気候変動の影響を回避、軽減する適応策の充実強化が不可欠です。

このような状況を踏まえ、昨年六月、我が党は、環境・温暖化対策調査会において、気候変動の影響への適応策の充実・強化に向けた提言を取りまとめ、当時の山本環境大臣を始めとする関係大臣へ申入れをしました。政府においては、この提言をじつかりと受けとめ、今般、法案の国会提出に至ったことを評価しますが、この法案により、適応策の充実強化に向けてどのように実効性を確保していくのか、環境大臣の見解を伺いま

す。

諸外国においては、現時点での適応策を法制化している国は必ずしも多くはないということですが、イギリスやフランスなど、既に法制化をして適応策を推進している国もあります。

今般、政府においては、適応策の充実強化に向けた強い意気込みのもと、適応策に特化した法案が諸外国の法制度と比べて画期的なものとなつてゐるのかどうか、環境大臣に伺います。

適応策は、防災、農業、健康、生態系など、非常に多くの分野が関係しています。このため、防災や農業などの既存の施策の中に適応の観点を組み込んでいくことが極めて重要であり、これにより、将来の気候変動の予測情報に基づく着実な防災施設の整備、高温耐性の品種の開発や、熱中症対策の普及啓発など、個別分野の適応策を効果的に推進することが可能になります。防災対策の強化という観点から、適応策は国土強靭化にも貢献するものと考えます。

このようないくこととしているのか、環境大臣の見解を伺います。

気候変動の影響は、地域の気候や社会的、経済的状況の違いにより、全国各地で異なるものであります。

各地域において適応策を推進していくには地方公共団体が重要な役割を担いますが、地方公共団体における適応策の取組は始まつたばかりであり、具体的な適応策が十分に実施されていると言えません。

このため、地方公共団体が地域の実情に応じて適応策を実施できるよう、国によるさまざまな支援が必要だと考えますが、最後にこの点について環境大臣の見解を伺い、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

(國務大臣中川雅治君登壇)
○國務大臣(中川雅治君) 関議員から、四問御質

問い合わせました。

まず、適応策の実効性の確保についてのお尋ねがありました。

本法案において、国、地方公共団体、事業者、

国民の役割を明確化したところであり、これを踏まえ、現行の適応計画の内容をしっかりと見直し、関係者が一丸となって適応策を強力に推進してまいります。

また、本法案では、国立環境研究所を中心とした情報基盤の整備を位置づけたところであり、精度の高い気候変動影響の予測情報の提供により、適応策の質の向上を図ります。

さらに、本法案に基づく地方公共団体による地

域気候変動適応計画の策定や広域協議会による

地方公共団体の連携の促進等を通じて、地域の

実情に応じた適応策を推進します。

これららの取組を通じて、きめ細かで実効性が高い適応策を推進していきます。

そこで、本法案において、関係省庁との連携をどのように確保し、国土強靭化などの重要課題に貢献していこうこととしているのか、環境大臣の見解を伺います。

このようないくこととしているのか、環境大臣の見解を伺います。

定に当たつて関係省庁と協議することや、広域協議会を通じて地方公共団体や国の地方行政機関等との協力を進めることなど、関係省庁の連携協力を推進するための規定を随所に盛り込んでいます。

また、本法案は、適応策の推進に当たつて関連する行政施策との連携を図る規定や、関係機関と連携して適応の情報基盤を整備する規定を盛り込んでいます。

これらの規定をもとに、科学的な情報を活用し、防災、農業等の各分野の施策において気候変動適応の観点を組み込むことを推進し、国土強靭化等の重要課題にも貢献できるものと考えています。

最後に、地方公共団体への支援についてのお尋ねがありました。

地方公共団体は、本法案に基づき、地域気候変動適応計画を策定し、地域における適応策を推進していこうことが求められます。

環境省はこれまで、農林水産省、国土交通省と連携し、地域における気候変動影響の将来予測に関する調査や科学的知見に基づく適応策の検討を進めることなどにより地方公共団体の取組を支援してきました。

引き続きこのような支援を行つていくとともに、計画策定マニアルの作成、提供や国立環境研究所による技術的サポートの充実等を通じて、地方公共団体が地域の実情に応じた適応策を推進できるよう支援してまいります。(拍手)

我が国の気候変動適応策においても同様の仕組みを位置づけているところですが、これに加え、国立環境研究所を中心とした適応の情報基盤の整備や広域協議会を始めたとした地域での適応の強化など、諸外国の法律にはない仕組みを盛り込んでいます。

本法案は、このような規定を含む適応策に焦点を当てた法案となつており、画期的なものと言えます。(拍手)

最初に、昨日未明に島根県西部で発生した地震で被災された皆様に心からお見舞いを申し上げる

とともに、政府に迅速な初動対応を改めてお願ひ

を申し上げます。

さて、冒頭、一言申し上げなければなりません。

安倍自公政権は、現在の政治状況をどのように考へておられるのでしょうか。目を疑いたくなるよう

な惨状が、日々繰り返されています。

あつてはならない口裏合わせに、決裁文書の改ざん。繰り返される日報の隠蔽に、口先ばかりの

書官が発言したとの報道がありました。これまで

の首相の説明とは食い違う、新たな疑惑が発覚しました。

政府を厳しくたださなければならぬ大問題がこれほど次から次に出てくる事態が、いまだかつてあつたでしょうか。

カジノや高プロ導入、放送法改正などには全力を注ぎ、改ざんや隠蔽問題に関してはその場の

の対応しかしていないと映るのは、私だけではないはずです。

総理は先日、新人の公務員の皆さんを前に、高

い倫理観のもと、細心の心で仕事をこなすといふ

べき政権とその取り巻きの皆さんです。

今回の惨状は、その場限りで終わらせていい話ではありません。大多数の一生懸命真っ当な仕事

をしている公務員の皆さん、自衛隊員の皆さん、

教育現場の皆さん、働く現場の皆さんのために

も、問題を根っこから正していかなければいけません。

今この緩み切つた安倍政権に、徹底調査だ、

再発防止などと言ふ資格は全くありません。第

三者機関を設け、これらの問題に対する原因究明

と再発防止に、与野党を超えて、立法府を挙げて

取り組んでいくことが何よりも大事です。冒頭、

あえて指摘をさせていただきます。

本法案においては、例えば、適応計画の案の策

定を申します。

○議長(大島理森君) 堀越啓仁君。

〔堀越啓仁君登壇〕

○堀越啓仁君 立憲民主・市民クラブの堀越啓仁でございます。(拍手)

最初に、昨日未明に島根県西部で発生した地震で被災された皆様に心からお見舞いを申し上げる

とともに、政府に迅速な初動対応を改めてお願ひ

それでは、ただいま議題となりました気候変動適応法案について、会派を代表して質問いたしました。

去る三月二十二日、世界気象機関は、二〇一七年に世界各地でハリケーンや洪水などの気象災害が多発し、その経済損失が過去最高の三千二百億ドル、日本円にしておよそ三十四兆円に上ったという試算を公表しました。暑さによる疾病、死亡のリスクも、一九八〇年以降、増大傾向にあります。ソマリアでは、干ばつによる食料不足で八十九万人を超える国内の避難民が発生し、アジア諸国等では、洪水が農業に甚大な被害をもたらしています。また、二〇一六年には、気象災害により、世界で二千三百五十万人の人々が避難民となっています。

日本においても、影響は既にあらわれております。高温による米や果実の品質低下、大雨の頻発に伴う水害、土砂災害、山地災害の増加、熱中症搬送者の増加や感染症拡大への懸念などをニュースなどで目にする機会がふえております。

このように、世界の各地で気候変動による悪影響が深刻化し、各国が、世界全体で必要とする温室効果ガス削減目標に基づいた政策を開拓しております。特に先進国は野心的な省エネルギー目標と再生可能エネルギー導入目標を挙げ、世界はパリ協定に取り組んでいます。

ところが、安倍政権の温暖化対策に後ろ向きの姿勢は、まず手続において、パリ協定の第一回会合に批准国として参加することが到底できないスケジュールで条約を国会に提出したところからも明らかであります。

加えて、安倍政権は省エネも再生エネルギー目標も中途半端で、対策強化をできない言いわけばかりを並べ、温暖化対策に極めて後ろ向きであります。また、国内対策では、原発と石炭火力発電に固執し過ぎています。

原発ゼロでも、徹底した省エネルギーと再生工

CO₂削減は可能です。

そして、日本の対策のおくれによって、世界では罪のない人々が住む場所を奪われ、伝統や文化も奪われ、とうとい命をも奪われていくのです。それにもかかわらず、安倍政権は、成長戦略の柱として原発や高効率型の石炭火力発電所の輸出を推進するなど、世界の流れに完全に逆行し、世界の失笑を買っています。

このままでは、日本の産業は温暖化対策がおくれ、国際的な競争力も失ってしまいます。気候変動の緩和策を講じ、その影響に適応していくことは、世界においても日本においても喫緊の課題です。

このような状況で、本法案が今国会に提出されました。適応については、これまで委員会の質疑や附帯決議などにおいて何度も早期法制化が求められており、二〇一六年の地球温暖化対策推進法改正案の審査時には、適応の法制化を内容とする修正案を提出いたしましたが、与党の賛同はいただけませんでした。

政府は、温室効果ガスの削減、つまり緩和策と気候変動の影響への適応策とを気候変動対策の車の両輪として取り組んでいくこととしております

が、適応策の重要性を認識し、これを緩和策と両輪で進めていくと考えであれば、当初から適応の計画を法律に基づく法定計画として策定すべきであつたと考えます。なぜ今まできなかつたのか、中川環境大臣の御見解を伺いたいと思いま

す。

この適応策の重要性を踏まえた上で、本法案の審議に当たり、気候変動対策は、最大限の緩和策の実施が大前提であるということを申し上げたいと思います。

適応策は、気候変動の影響に対応して実施されるものですが、温室効果ガスの削減を最大限行うことにより、その影響を極力抑えることが期待で

きます。つまり、予防にまさる治療なしということがあります。

緩和策を強化することは、気候変動の影響と被

害を未然に回避する最大の適応策であるとも言えます。

緩和策と適応策は車の両輪とされておりま

すが、その位置づけは本法案には規定されておらず、また、緩和策の強化が適応策に資するという視点のない本法案では、包括的な気候変動対策の方針を描くことができません。

このため、本法案においては、緩和策を更に強化して影響を最小化させる必要があることを明示

し、気候変動によるリスクを回避するためにと

り、緩和策についてフィードバックすることを法

に明確に位置づける必要があると考えますが、中

川環境大臣の御見解を伺います。

次に、気候変動リスク評価情報の横断的な収集、把握について伺います。

不確実性を伴う気候変動の影響について的確な評価を行つていくためには、気候変動リスクに関するデータが詳細かつ十分に収集されることが必

要とされます。

そのためには、まず、企業や自治体などが、そ

れぞれの事業活動や事務における気候変動による

リスクを把握することが基本であり、企業などが把握したこれらの情報を、国が集約し、整理、分析していく必要だと考えております。

そこで、企業にはリスク把握に伴つて収集する

情報の定期的な提出、国には提出情報を含む気候

変動リスク評価情報の集約、整理、分析や企業へ

の情報提供を義務づけるとともに、かかる情報に

基づき、全省庁挙げての横断的な気候変動対策に

が、他方で、気候変動の適応策といふ名のもとに無駄な公共事業が行われる事態を招いてはならないことは当然です。

このため、適応策の実施に当たっては、必要性や緊急性に照らした上で、事前事後に厳しく事業の評価を行い、必要のない事業による予算の無駄遣いを防止するための仕組みを導入することが不可欠であると考えますが、中川環境大臣の御所見を伺います。

次に、気候変動に係る途上国支援について伺いたいと思います。

我々が日々享受しているこの豊かさは、誰かの犠牲の上に成り立つものであつてはならないと考

えております。国際NGOオックスフォームの調査では、世界の中でも裕福な層の上位10%の人々

は世界の温室効果ガス排出量の約半分を排出し、気候変動に対して脆弱な国や地域で暮らす世界の半数の人々は約10%しか排出していないと報告しています。

たつた一割しか排出していない世界の半数の人々の生計手段は、主に農業や漁業であります。

自然に左右されるものが多いため、気候変動の影響を直接受けやすく、加えて、気候変動に適応する能力、資金、技術を十分には得られません。また、実際に被害を受けたとしても逃げるすべを持たない人々も多く、気候変動による難民、いわゆる気候難民は大変な困難に陥つております。

こういった不公平性を正していくとする考え方である気候正義に基づき、緊急かつ必要性の高い支援に優先度を置きながら、途上国支援や国際協力を進めていくべきだと考えておりますが、外務大臣の御見解を伺います。

その上で、今後、本法案に基づき、途上国に

協力を進めていくべきだと考えられていました

のか、重ねて伺いたいと思います。

最後に、パリ協定に係る質問をいたします。

パリ協定は、世界の平均気温の上昇を産業革命

官 報 (号外)

以前より二度以下に抑えることを目標とし、さらには一・五度以下に抑えることを努力目標としています。各国の削減目標を積み上げても、パリ協定の目標と現実の間には大きなギャップがあることが確認されている中で、世界第五位の温室効果ガス排出国である日本の削減目標二六%は極めて不十分なものであります。緩和策の強化が最大の適応策であるという観点からも、これを引き上げる必要があると考えますが、中川環境大臣の見解を求めるべきだと思います。

さらに、現在、日本では四十基以上の石炭火力発電の新增設計画があるとされていますが、石炭火力発電は、たとえ高効率なものであっても、從来型 LNG 火力のおよそ二倍の CO₂ を排出するため、これらの計画が全て実行されれば、削減目標二六% の達成は極めて困難となります。

世界的に見ても、石炭火力発電については、投資撤退、いわゆるダイベストメントの動きが見られるよう、抑制する流れとなっていますが、日本は逆に、石炭火力発電をインフラ輸出戦略として推進してしまっています。

立憲民主党は、パリ協定の目標の実現に向け、省エネエネルギーの徹底、再生可能エネルギーの最大限の導入、化石燃料、特に石炭依存からの脱却などにより、二〇五〇年に八〇%以上の温室効果ガス削減を目指すことを党の基本施策として掲げています。

石炭火力発電の輸出をやめ、国内における新增設を安易に認める政策を根本から見直し、石炭火力ではなく、経済活性化、未来への投資として、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めることの施策推進へ早急にシフトしていく必要があると考えています。経済産業大臣の御認識を伺いたいと思います。

終わりに当たりまして、一言申し上げたいと思ひます。

私は、小学校四年のとき得度式をし、二十八年間、天台宗の僧侶として生きてきました。仏教

では、山川草木悉皆成仏といふ言葉がございました。この言葉は、山や川、草木、これら全て、自然環境そのものが、人間と同じく仏さんの性質を宿している、だからとうとい、だからこそ大事にしていかなければいけないという教えでございました。

この言葉は、これから日本が持続可能な社会を実現していくために、積極的な地球環境問題への取組は必然であるということを教えてくれていると思います。

人類が今直面している危機的な気候変動問題については、与野党問わず、各省庁問わず、全力で取り組むことを心から切望し、自然系国会議員を目指す、私、堀越啓仁の質問とさせていただきま

す。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(國務大臣中川雅治君登壇)

○國務大臣(中川雅治君) 堀越議員から、五問御質問をお聞きしました。

まず、法制化の時期についてのお尋ねがありました。

適応策については、以前は、知見の蓄積が不十分であり、また、推進すべき適応策の具体的な内容等についてのお尋ねがありました。

適応策が必ずしも明らかではありませんでした。このため、法制化の前に、まずは気候変動の影響評価を行つた上で、政府としての計画を策定することとしたものであります。

具体的には、平成二十七年に、気候変動影響評価の報告書を取りまとめた上で、政府の適応計画

を閣議決定したところです。

その後、適応計画のもと、適応策を展開していく中で、その充実強化を図るために法制度の必要性について関係者の間で認識が広がり、また、地

方公共団体からも法制化を求める要望が提出され

るなど機運が高まつたことを受け、今般、本法案

を国会に提出することとしたものであります。

次に、緩和策の位置づけについてのお尋ねがあ

ります。

緩和策を強化することが最大の適応策であるとの御指摘、また、緩和策を本法案に位置づける必要がありますとの御指摘をいただきました。

気候変動の脅威に対応するためには、緩和策と適応策の二つを車の両輪として進める必要があり

ます。

世界各国が合意したパリ協定や気候変動の科学に関する国際的な組織である IPCC も、緩和策と適応策の両方を推進することの重要性を強調しています。

緩和策の重要性については、既に地球温暖化対策推進法に明記しております。本法案のもとで適応策を充実強化するとともに、地球温暖化対策推進法のもとで緩和策に全力で取り組んでまいります。

緩和策の重要性については、既に地球温暖化対策推進法に明記しております。本法案のもとで適応策を充実強化するとともに、地球温暖化対策推進法のもとで緩和策に全力で取り組んでまいります。

まず、地球温暖化対策推進法と今回御審議いただく本法案の二つを礎に、緩和策と適応策をしつかりと推進してまいります。

次に、企業の気候リスク情報の収集や情報提供等についてのお尋ねがありました。

本法案では、国、地方公共団体、事業者等が科学的知見に基づき適応策を実施できるよう、国立環境研究所が関係研究機関と連携しつつ、気候変動影響に関する情報の収集、分析、提供等の業務を行つた上で、政府としての計画を策定することとしたものであります。

また、本法案において、事業者は事業活動の内容に即した適応策に努めるとともに、国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める旨規定しております。

これらの規定に基づき、企業の協力も得ながら、気候変動によるリスク情報の収集に努めるとともに、企業への情報の提供等を行つてまいります。

これらの中でも、その充実強化を図るために、

年厳格に点検するとともに、少なくとも三年ごと

に目標及び施策について検討を行い、必要に応じて計画を見直すこととしております。(拍手)

○國務大臣(世耕弘成君) 堀越議員にお答えいた

します。

石炭火力から再生可能エネルギーへのシフトにつけてお尋ねがありました。

国民負担を抑制しつつ、再生可能エネルギーの

ます。

次に、予算の無駄遣いを防止するための仕組みについてのお尋ねがありました。

本法案では、科学的な情報基盤を構築し、将来の気候変動影響に関する精度の高い情報を提供していくこととしており、適応策の観点から、効果的かつ効率的な事業の推進を図つてまいります。

また、本法案では、気候変動適応計画に基づく施策の進展の状況を的確に把握し、評価する手法の開発に努める旨規定するとともに、気候変動適応計画を必要に応じて見直すこととしております。

これらの仕組みにより、適応策を具体的に実施するそれぞれの府省庁において、必要性や緊急性を踏まえ、適応策の効果的かつ効率的な実施が図られるものと考えております。

最後に、削減目標の引上げについてのお尋ねがありました。

パリ協定は、二度目標の達成のため、今世紀後半に温室効果ガスの実質排出ゼロを目指して各国の取組を前進させていく歴史的な枠組みであり、この趣旨を十分に考慮し、全ての国の取組を促進すべきと考えております。

我が国においては、平成二十八年五月に閣議決定した地球温暖化対策計画に基づく取組を着実に実施し、まずは二〇三〇年度二六%削減目標を達成することが重要です。

また、同計画では、対策、施策の進捗状況を毎年厳格に点検するとともに、少なくとも三年ごとに目標及び施策について検討を行い、必要に応じて計画を見直すこととしております。(拍手)

○國務大臣(世耕弘成君) 堀越議員にお答えいた

します。

石炭火力から再生可能エネルギーへのシフトにつけてお尋ねがありました。

国民負担を抑制しつつ、再生可能エネルギーの

最大限の導入を進めていくことが政府の基本方針です。他方、全ての面において完璧なエネルギー源がない中で、スリーピラスS、すなわち安全を大前提とした上での安定供給、環境適合、経済性のバランスが重要となります。

石炭火力は、安定供給や経済性の面ですぐれ、一定の割合で活用を図ることが必要と考えますが、CO₂という環境面での課題があることから、一定の制約も必要です。

官 報 (号 外)

このため、環境省とも合意のもと、エネルギー供給構造高度化法と省エネ法による規制的措置を導入しております。これにより、二〇三〇年度のCO₂削減目標を実現するための実効性が確保されます。また、より長期的な視点では、CCSの技術の実用化を目指した実証実験やコスト低減に向けた研究開発に取り組んでいます。

なお、石炭火力の海外輸出については、途上国などで石炭火力を選択せざるを得ない国に対し、低炭素に資するあらゆる選択肢を提示した上で、それぞれの国のニーズに応じ高効率な石炭火力の導入を支援することは、実効的な世界のCO₂削減への貢献となると考えております。

(拍手)

〔國務大臣河野太郎君登壇〕

○國務大臣(河野太郎君) 気候変動に係る途上国支援や国際協力についてのお尋ねがありました。

気候変動は、海面上昇や干ばつ、自然災害の激甚化等の問題を引き起こし、こうした問題による影響を受けやすい脆弱な国々だけでなく、地球規模の安全保障及び経済の繁栄に脅威をもたらすものとして国際社会が一致して対応すべき緊密な課題です。

我が国は、国際的な気候変動対策の強化を重視しています。二〇一五年のCOP21において、安倍総理から、世界の気候変動対策進展のための貢献となる「美しい星への行動二・〇」として発表した気候変動対策については、引き続き官民で連携

し、地熱発電等の日本の得意とする分野において途上国で事業を着実に実施していくます。

世界各地で起こっている気候変動による悪影響に対処する上でも、適応分野への対応は重要であり、我が国としても途上国支援と国際協力を積極的に進めてまいります。(拍手)

○下条みつ君 希望の党、長野県第一区の下条みつでございます。

○議長(大島理森君) 下条みつ君。

〔下条みつ君登壇〕

○下条みつ君 希望の党、長野県第一区の下条みつでございます。

本日は、初めに、気候変動適応法案並びに関連する件で、希望の党・無所属クラブを代表して御質問させていただきます。(拍手)

私の地元長野県でも、高温と強い日射によるりんごの日焼けや味の変化、昨年度は日照不足によるブドウの着色不良など、多く見られておりま

す。また、松くい虫による被害が、平成二十九年度は十二月末までに六万六千立米に及び、いまだ

に拡大が続いております。さらには鹿などの野生鳥獣による農林業被害額は、平成二十八年度で年間九億三千万にも及んでおります。近年、局所

的な豪雨、豪雪が多発しており、昨年の九州北部豪雨を始め、平成三十年豪雪など、多くの被害をもたらしています。

このように、気候変動の影響は、中山間地の集落維持を始め、農業、生態系、自然被害、さらに

本法案においては地方公共団体の計画策定が努力され、必要な支援を行っていかべきと考えますが、本法案においては地方公共団体の計画策定が努力され、必要な支援を行っていかべきことを含め、環境大臣の御見解をお伺いいたします。

本法案での気候変動の主因は地球温暖化であります。本法案が目標とするところは、病でいえば対症療法にすぎません。私たち人類が生きていいくためには二酸化炭素を排出せざるを得ないので

が、いかに二酸化炭素の排出を最小限にとどめるか、また、いかに一度大気中に放出された二酸化炭素を再び大地に戻すことができるか。今求めら

れているのは、地球温暖化という課題に対する根治療法とも言える二酸化炭素排出量の削減にあります。

以下、地球温暖化に対する対処状況についてお伺いさせていただきます。

先月、英國のステイプン・ホーキング博士が亡くなられました。彼は、昨年、温暖化ガス削減

を目標するパリ協定から米国の大統領が離

適した環境が拡大する予測と、研究成果などを残しております。つまり、温暖化は急に正常化するのが難しければ、各地方の気候変動の影響を正確に把握し、その対策を行っていくかなければなりません。

例えば、私たち地方に生きる者にとって、各地の特色ある気候に由来する特産物が星の数ほどあります。気候変動の結果、ある日を境に特産物がなくなるような事態は、回避しなければなりません。

その意味において、本法案においては、都道府県及び市町村が地域気候変動適応計画を策定する必要性は理解できます。ただ、地方分権、地方の自立の名のもと、一体どれだけの計画をつくらせるのか。特に市町村は、国からさまざまな計画をつくるよう要請されており、財政が厳しく職員数が限られている現状では、予算措置は言うに及ばず、計画策定の支援体制の構築など、必要な支援を行っていかべきと考えますが、本法案においては地方公共団体の計画策定が努力義務にとどまっていることを含め、環境大臣の御見解をお伺いいたします。

本法案での気候変動の主因は地球温暖化であります。本法案が目標とするところは、病でいえば対症療法にすぎません。私たち人類が生きていいくためには二酸化炭素を排出せざるを得ないので

が、いかに二酸化炭素の排出を最小限にとどめるか、また、いかに一度大気中に放出された二酸化炭素を再び大地に戻すことができるか。今求めら

れているのは、地球温暖化という課題に対する根治療法とも言える二酸化炭素排出量の削減にあります。

さて、長野県においては、既に県及び長野県環境保全研究所が中心となり、地元の信州大学、民間企業、業界団体等が協力し、信州・気候変動適応プロジェクトフォームが始動しています。地球温暖化の進行に伴い、モウソウチクとマダケの生育に

脱を宣言した際に、酸性雨が降り注ぐ金星のようない、インビテーション・ツー・クールアース50と題し、地中の二酸化炭素を放出してきた人類の歴史、地球温暖化の影響が深刻であることを述べられています。

これほどの発言です。ただ、問題はその実行にあります。

例えば、現在、国内において四十基ほどの石炭火力発電所の新增設が計画されています。環境省の「電気事業分野における地球温暖化対策の進捗状況の評価の結果について」によれば、最新型液化天然ガスに比して、石炭火力の二酸化炭素排出量は最新技術をもつてしても二倍以上に上ります。なぜ、今四十基もの石炭火力発電所を新增設しようとしているのか。

中川環境大臣は一月の記者会見において、日本には多数の石炭火力の新設計画があり、全て建設されるると温暖化ガスの削減目標達成が困難になる旨の発言をされています。

また、昨年十一月に開催された国連気候変動枠組み条約締結国会議での脱石炭火力発電連合においては、英國、カナダ始め、オランダ、ベルギーなど二十の国とアメリカ・オレゴン州やカナダ・ケベック州などの地方政府が石炭火力発電の迅速な段階的廃止を宣言しました。

なぜ、二酸化炭素排出量を少しでも削減しようという国際的な状況の中、発電コストが安いといふ理由で石炭火力発電所の新增設を進めるのか、地球温暖化対策に逆行すると考えますが、経済産業大臣の見解をお伺いいたします。

環境省により、平成二十六年度より三ヵ年にわたり、廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業が推進されました。平成二十八年度末時点では、件数にして八十件、出力規模にして二十万キロワットの太陽光発電所が稼働しています。最終処分場を全て太陽光発電に転換すれば七百万キロワットの電力を生み出すことができる環境省は試算しています。わざわざ山を削つたり畑を潰したりして発電所をつくるより、もともと使い道がない処分場は太陽光発電には最適ではないでしょうか。まだまだ活用の拡大に向け、予算措置を含め対処していくべきだと思います。

さて、私の地元松本市では、懇談会の初めの三分は席を立たずに食事を味わい、最後の十分は十分に戻り食事をとり、なるべく残さないという三〇一〇運動の発祥地であります。また、長野県は、ごみ排出量の小さなランクで二年連続日本一に輝くなど、ごみ削減の先進県でもあります。このような長野県における取組が全国に広がってほしいと考えております。ごみ削減そのものが焼却時の二酸化炭素排出量削減につながるからであります。

一方、ごみ焼却施設は焼却時に莫大な熱エネルギーを放出しますが、余熱利用を合わせても、燃焼によって発生する熱量の四分の一程度しか利用できていません。ごみ焼却施設千百四十一のうち、発電をしている施設が五百三十六、その発電量は、一般家庭二百五十五万世帯分の消費電力に相当する八十二億キロワットのことです。まだまだ十分に活用ができるとは言えておりません。

ごみを燃やすことにより、多くの二酸化炭素が放出され、焼却灰の処分も課題となつております。せめて、熱エネルギーは有効に利用していくべきだと考えます。

国も、ごみ発電について、技術開発を含め、積極的に応援していくべきだと思いますが、その見

通について、環境大臣の御見解をお伺いいたしました。我が国においては、再生可能エネルギー比率は二〇一六年度時点で一五・三%とどまっています。一方で、諸外国においては、二〇一五年の数字になりますが、ドイツ三〇・七%、英國二十五・九%、イタリア三九・八%、カナダに至つては六三・八%に達しております。このように、再生可能なエネルギーを重要な電力源として位置づけています。

一方、我が国では、太陽光、風力などの自然エネルギーの活用が議論される際に一番大きく指摘されるのが、季節や天候によって発電量が大幅に変動し、不安定なものが多く、安定供給のために火炉発電などの出力調整が可能な電源をバックアップとして準備する必要がある等のマイナス点です。

このような政府方針のもと、三〇年度の電源構成における再生可能エネルギー比率は、目標が二四%程度にとどまっています。現在は、太陽光発電、風力ともコストは下がってきており、固定価格買取り制度の買取り単価も低下してきています。せめて再生可能エネルギー比率を二五から三〇%に引き上げていくべきではないでしょうか。

さて、最後の三分は席を立たずに食事を味わい、最後の十分は十分に戻り食事をとり、なるべく残さないとい

うべきだと思います。

私は

私たちにとって、便利ではあるが、非常にコントロールすることが難しい電力であることを認識させられております。

先月三十日午後七時ごろ、再稼働を目指して試運転していた玄海原発第三号機において、放射性物質を含まない二次系の配管から蒸気漏れが確認され、翌三十一日に発送電を停止しました。この配管の腐食の状況について、九州電力が公表した写真を見る限り、原子力発電所であるにもかかわらず、信じられないほどの腐食が進行しています。

今回は、大事に至る前にふぐあいが明らかになりました。九州電力の社長は、その後の会見で、運転を七年間とめていたため、何が起るかわからないと言つていた

が、現実になつてしまい、非常に残念だと述べられております。

逆に、この七年間何をされていたのか、七年間という時間の間になぜこれほど腐食していることに気づかなかつたのか、疑惑を感じざるを得ません。

安全に停止した、二次系配管だから影響は少ないという問題ではありません。今回の見逃しと同じようなことが原子炉周囲の配管で起こつていたらと思うとぞつとしております。九州電力のもので、地域住民の不安をあおるような再稼働を進めるのはいかがなものか。

復興庁によれば、平成三十年三月十五日現在でも、東日本大震災、原発事故の影響で、避難先などからふるさとに、自主避難者を含め七万人以上の方が帰ることのできない状況があります。このことを踏まえ、所管省庁として、このたびの玄海原発の事故についてどのように考えられるか、経済産業大臣の御見解をお伺いさせていただきます。

現在、日本において、電力の安定供給といえども、原子力発電所について触れるを得ません。

二〇一一年三月一日、私たちは未曾有の大災害に襲われ、その影響により、メルトダウンとい

う人類史上まれな経験をしました。原発は、過

去、原油資源を持たない日本人にとっては夢のよ

うな電力源でした。しかしながら、この日以降、

自國で削減するより、他国に技術を提供して全

体の排出量削減に貢献した方が効果は大きいとい

う意見もあります。それはそれでやつていただけ

ればいいと思います。日本も国内でできる限りの

ことをやり、世界じゅうに排出削減するための技

術などを積極的に提供していってもらいたいと考

えております。

政府として、自らの金利、株価動向に政府の予

算、知恵を投入することも必要です。ですが、私

たちの生活、社会、環境に甚大な影響をこれから

与える気候変動に、ぜひ、スピード感、危機感を

持つて取り組まれること、何より私たちの子供た

ちに負の遺産をできるだけ残さないということを

切にお願い申し上げます。

最後に一言申し上げます。

モリカケ疑惑、そして自衛隊日報と、連日、新

事実が発覚しています。財務省は、森友疑惑の真

相を覆い隠すため、トラック何千台もと、森友学園に…

○議長(大島理森君) 下条君、時間が来ております。

○下条みつ君(続) 口裏合わせを要請した事實を認めました。加計学園をめぐっては、当時の総理秘書官が本件は首相案件と述べていたことをひた隠しにしていました。防衛省・自衛隊では、稲田防衛大臣が存在を否定した日報が次々と発見されています。

隠蔽、改ざん、口裏合わせ。まさに安倍政権の腐敗は異常としか言いようがありません。政府の皆さんは、役人に責任を押しつけようと思死です

が、見苦しいとしか言いようがありません。全ての責任を負うのは、言うまでもなく安倍総理であります。総理の座にしがみつくことなく、誰のための政治かをよく考え、潔く退陣することを求

め、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣中川雅治君登壇〕

○国務大臣(中川雅治君) 下案議員から、三問御質問をいただきました。

まず、気候変動の影響への対処についてのお尋ねがありました。

気候変動による影響は既に顕在化しており、今後更に深刻化するおそれがあることから、本法案により、こうした影響を回避、軽減する適応策の充実強化を図つてまいります。

具体的には、本法案により我が国における適応策を法的に位置づけ、国、地方公共団体、事業者、国民の役割を明確化し、新しい法定の気候変動適応計画のもとで関係者が一丸となつて適応策を強力に推進します。

また、本法律案に基づき国立環境研究所を中心とした情報基盤の整備を図り、精度の高い気候変動影響の予測情報を基づく適応策を展開してまいります。

さらに、本法律案に基づく広域協議会による国と地方公共団体の連携の促進等を通じて、地域レベルでの適応策についても強化してまいります。

次に、地方公共団体への支援についてのお尋ねがありました。

気候変動の影響は、地域の気候や社会経済状況により異なり、また、適応策は、地域の防災や農業等の施策と連携しながら進めいくことが重要です。本法案では、地方公共団体が計画策定に努める旨規定したことであり、地方公共団体は、地域における適応策を推進していくことが求められます。

環境省はこれまで、農林水産省、国土交通省と連携し、地方公共団体と共に、適応策の優良事例の共有や、地域における気候変動影響の将来予測に関する調査等を進めてきました。

引き続きこのような支援を行つていくとともに、国立環境研究所による技術的サポートの充実等を通じて地方公共団体の取組を後押しし、地域

の実情に応じた適応策を推進してまいります。

次に、最終処分場への太陽光発電の導入及び廃棄物発電の推進についてのお尋ねがありました。

最終処分場への太陽光発電の導入については、導入を検討する際に必要な情報や意見をまとめたガイドライン等を作成し、普及に努めてきたところです。

また、廃棄物発電の推進については、市町村等や民間企業が高効率な廃棄物発電を行う施設の整備や先進的な技術を実装していくためのモデル事業を行なう際の財政的な支援を実施しております。

今後とも、こうした取組を一層強化し、御指摘の最終処分場への太陽光発電の導入やごみ発電を含め、廃棄物処理システムにおける低炭素化を総合的に推進してまいります。(拍手)

〔国務大臣世耕弘成君登壇〕

○国務大臣(世耕弘成君) 下案議員にお答えいたしました。

石炭火力は、安定供給や経済性の面ですぐれており、一定程度の活用を図つていくことが適切ですが、CO₂という環境面での課題があることから、一定の歯どめも必要だと考へてお尋ねがありました。

石炭火力は、安定供給や経済性の面ですぐれており、一定程度の活用を図つていくことが適切ですが、CO₂という環境面での課題があることから、一定の歯どめも必要だと考へてお尋ねがありました。

このため、経産省としましては、二〇一六年二月の環境省との大臣間合意に基づき、規制的措置を講じております。具体的には、二〇三〇年度を目標年度に、エネルギー供給構造高度化法において火力発電比率を五六%以下にすること、省エネ法において実質的に石炭火力を火力全体の半分未満に抑えることを定めております。

環境面の課題については、こうした規制的措置により、エネルギー供給構造高度化法において火力発電比率を五六%以下にすること、省エネ法において実質的に石炭火力を火力全体の半分未満に抑えることを定めております。

環境省はこれまで、農林水産省、国土交通省と連携し、地方公共団体と共に、適応策の優良事例の共有や、地域における気候変動影響の将来予測に関する調査等を進めてきました。

引き続きこのような支援を行つていくとともに、国立環境研究所による技術的サポートの充実等を通じて地方公共団体の取組を後押しし、地域

再生可能エネルギーについては、最大限の導入に取り組むことが政府の一貫した方針です。二〇三〇年度のエネルギーミックスで示した再生可能エネルギー導入比率二二から二四%は、欧州と比べて再エネコストがまだ高い中で、国民負担の抑制を図りつつ、水力を除いた再エネ比率を現在の二倍にするという野心的なものであり、決して低い水準ではないと考えています。

再生可能エネルギーの導入拡大に当たっての最大の課題は、世界的に見て高いコストの低減による国民負担の抑制と系統制約の解消です。

加えて、議員の御質問にあつた世界の事例でいえば、太陽光と風力が約四割を占めるオーストラリアの南オーストラリア州においては、嵐の際に想定よりも風力の発電量が減少し、停電が発生した事例があつたと承知しております。再生可能エネルギーの拡大に当たっては、出力の変動に応じた調整力の確保も課題です。

こうした課題を克服しながら、二〇三〇年度の二二から二四%の水準をまずは確実に達成していく必要があります。

九州電力の玄海原子力発電所についてお尋ねがありました。

九州電力の玄海原子力発電所についてお尋ねがありました。

このため、経産省としましては、二〇一六年二月の環境省との大臣間合意に基づき、規制的措置を講じております。具体的には、二〇三〇年度を目標年度に、エネルギー供給構造高度化法において火力発電比率を五六%以下にすること、省エネ法において実質的に石炭火力を火力全体の半分未満に抑えることを定めております。

九州電力玄海原発三号機については、使用前検査中、放射性物質を含まない冷却水の循環設備の配管から微小な蒸気漏れが確認されました。

現在、発電を停止し、機器の状態の点検が行われているものと承知をしております。九州電力においては、原子力規制委員会の指導のもと、何よ

りも安全第一で対応してもらいたいと考えます。

また、福島第一原発事故について、政府及び原子力事業者が、いわゆる安全神話に陥り、過酷事故への十分な対応ができず、福島第一原発事故を防ぐことができなかつたことへの反省は、ひとつおいては、原子力規制委員会の指導のもと、何よ

は、いかなる事情よりも安全性を最優先し、高い独立性を有する原子力規制委員会が科学的、技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原発のみ、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進めるというのが政府の一貫した方針であります。(拍手)

〔鷗淵洋子君登壇〕

○議長(大島理森君) 鷗淵洋子君。

〔鷗淵洋子君登壇〕

○鷗淵洋子君 公明党の鷗淵洋子です。(拍手)

質問に先立ちまして、昨日、島根県西部を震源とする地震の被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。いち早い回復をお祈り申し上げますとともに、政府・与党一丸となって、一刻も早い復旧に取り組んでまいります。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました気候変動適応法案について質問いたしました。

我が国は今、本格的な少子高齢化、人口減少社会を迎えようとしています。さらには、IOTやAIといった技術革新とも相まって、私たちが今まで経験したことのない規模とスピードで、経済、社会のありようが大きく変わりつつあります。

この大きなパラダイムシフトの中で政治が果たすべき役割は、十年、二十年、さらにはその先も見据えて、今打つべき手を打つということです。その際には、国民の誰一人取り残さないよう、経済、社会のさまざまな課題を同時に解決するという視点に立つことが重要です。

こうした中で、気候変動は最大級のグローバルリスクの一つとなつていています。政治のリーダーシップのもと、将来の影響を見据え、今手を打たなければなりません。今回の気候変動適応法案は、このために大変に重要な法案と言えます。

公明党は、結党以来、国民の生命、健康、生活を守るのが政治の重要な責任という観点から、環

境の党として、気候変動対策など環境問題に一貫して取り組んでまいりました。今般の気候変動適応法案についても、地球温暖化対策に資する、かつ実効性のあるものにすべきであると強く訴え、質問に入ります。

初めに、適応策を法制化する意義について質問いたします。

気候変動は、既に国民生活に広く影響を及ぼしています。

この冬の大雪や昨年の九州北部豪雨などに見られるように、雨や雪の降り方が極端になりました。今後も、私たちが経験したことのないような災害の発生が懸念されています。

また、熱中症により搬送される患者数の増加、気候変動による農産品の品質低下など、気候変動の影響は無視できないほどのレベルになつています。

こうした看過できない事態を踏まえ、公明党は、昨年七月、自然災害に対する防災・減災対策の充実、農林水産業の被害の軽減という観点から、国と地方公共団体が連携し、気候変動の影響に対する適応の取組を強化するため、法整備を検討するよう環境大臣を要請いたしました。

気候変動の脅威が顕在化している現在、国民の生活の安全、安心を守るために、適応策の充実強化は待ったなしの課題です。そこで、今回、新たに適応策を法制化する意義について、環境大臣伺います。

次に、関係機関の連携強化について質問いたします。

本法では、適応の情報基盤の中核として国立環境研究所を位置づけ、専門性があるほかの省庁や研究機関と連携していくこととしています。

同研究所は、温暖化の影響に関する情報を収集、分析し、地方公共団体や企業に提供する役割を担います。そして、その情報に基づいて、高い気温にも耐えられる農産物の品種開発や、治水の

ための施設の整備といった具体的な適応策は、農林水産省や国土交通省等、それぞれの担当省庁が実施していくものとなります。つまり、実効性のある適応策にするためには、関係機関の連携強化が極めて重要となります。

今後、環境省が旗振り役となつて、関係する組織が連携し、縦割りを排して、オール・ジャパンで適応策を推進していく必要があると考えます。

が、関係機関の連携強化をどのように図つていくのか、環境大臣に見解をお伺いします。

次に、地域における適応策の推進について質問いたします。

気候変動の影響は、日々の天候の変化や農林水産業の被害など、私たちの生活に既に影響を及ぼしております。地域住民の安全な暮らしが脅かされることは、被害を回避、軽減していくことが必要です。特に、その影響は、各地域の地形や産業構造等によって異なります。したがって、地方公共団体が地域の実情に応じて適応策を推進することが不可欠です。

本法において、地域気候変動適応計画の策定規定が設けられましたが、地域における適応の取組を後押しすることができ、我が国全体としての適応能力の向上のために重要な役割を果たすことが期待できます。しかし、我が国における適応の取組はまだ始まつたばかりであり、地方公共団体に丸投げしてしまうと、適応策に関する知見を十分に有していない地方公共団体にとつては、過度な負担となるおそれがあります。

こうした気候変動の影響は、影響だけではなく、将来の気候に適した新しい農産品の生産、ブランド化など、地域おこしにつながるビジネスチャンスとして活用することもできます。例えば、ミカンの产地として知られている愛媛県は、近年の気温上昇を受け、夏場の高温にも強いブ

ラッドオレンジを導入し、市場で高い評価を得ております。これらも地域おこしの一環と言えます。そうした積極的支援について、環境大臣に伺います。

次に、途上国に対する国際協力について質問いたします。

近年、温暖化に伴う異常気象が世界各地で頻発しています。中でも、インフラや社会システムが脆弱な途上国は、長年にわたつて気候変動の脅威にさらされてきました。例えば、フィリピンでは、毎年のように大型台風による甚大な被害が生じております。ツバルやモルディブなど太平洋の島嶼国では、海面上昇によって住む場所がなくなるのではないかという恐怖と隣り合わせにいます。タイでは、二〇一一年に大洪水があり、日系企業の多くが被害を受けました。

このように、気候変動の影響が眼前に迫る途上

国においては、影響に適応する能力の向上が喫緊の課題となっています。しかしながら、多くの途

上国は、気候変動のリスクに立ち向かうための技術やノウハウが不足しているのが実態です。我が国が蓄積した災害対策等の適応に関する見解を活用し、国際協力を積極的に進めるべきと考えます

○國務大臣(中川雅治君) 鰐淵議員から、六問御質問をいただきました。

まず、適応策の法制化の意義についてのお尋ねがありました。

〔國務大臣中川雅治君登壇〕

気候変動対策のうち、温室効果ガスの排出削減対策については、地球温暖化対策推進法に基づき取り組んでいますが、適応策については、これまで法的位置づけがありませんでした。

こうした中で、本法案により、我が国における適応策を法的に明確に位置づけることによって、國のみならず、地方公共団体、事業者、国民と連携協力して、適応策を強力に推進することが可能となります。

また、本法案により、国立環境研究所を中心とした情報基盤を整備することによって、精度の高い気候変動影響の予測情報に基づく実効性の高い適応策を展開することが可能となります。

このように、関係者が一丸となって実効性の高い適応策を推進する仕組みを構築することが今回の法制化の意義であり、本法案のもとで、適応策の充実強化を図つてまいります。

次に、関係機関との連携強化についてのお尋ねがありました。

気候変動の影響は、自然災害、農業、生物多様性など、さまざまな分野に及ぶものであり、適応策を推進するに当たっては、関係省庁等との連携協力が不可欠であります。

このため、本法案においては、例えば、適応計画の策定に当たつて関係省庁と協議することや、広域協議会を通じて国の地方行政機関が協力を進めるなど、幅広い関係者の連携協力を推進するための規定を随所に盛り込んでいます。

また、本法案は、適応の情報基盤の中核となる国立環境研究所が、国や地方の研究機関と連携していく旨の規定を盛り込んでいます。

これらの規定をてこに、国や地域レベルで関係機関の連携協力を一層強化してまいります。

次に、地域における適応策への応援についてのお尋ねがありました。

お尋ねがありました。

次に、地域における適応策への応援についての気候変動の影響は、地域の気候や社会経済状況により異なり、また、適応策は、地域の防災や農業等の施策と連携しながら進めていくことが重要です。

このため、地方公共団体は、本法案に基づき、地域気候変動適応計画を策定し、地域における適応策を推進していくことが求められます。

環境省はこれまで、農林水産省、国土交通省と連携し、地方公共団体と共同して、適応策の優良事例の共有や、地域における気候変動影響の将来予測に関する調査等を進めてきました。

引き続きこのよつた支援を行っていくとともに、国立環境研究所による技術的サポートの充実等を通じて地方公共団体の取組を後押しし、地域の実情に応じた適応策を推進してまいります。

次に、将来の気候に適した新しい農産品の生産、ブランド化などについてのお尋ねがあります。

適応策としては、気候変動の影響に対処するだけではなく、さらに、新しい農産品の生産、ブランド化などに取り組んでいくことも重要なと考えております。

環境省としては、地方公共団体との共同による気候変動影響の将来予測に関する調査、広域協議会を通じた関係機関との連携の強化により、気候変動がもたらす影響に対応した地域おこしなどの適応策についても後押ししてまいります。

次に、適応の国際協力についてのお尋ねがありました。

開発途上国は気候変動に特に脆弱であり、我が国が有する科学的知見や技術を生かして、開発途上国の適応能力の向上のために国際協力を進めていくことが重要と認識しております。

このため、環境省においては、インドネシア、フィリピン、島嶼国などで、各国のニーズに応じて気候変動影響の将来予測や適応計画の策定支援を行ってきました。

今後は、開発途上国が科学的知見に基づき適応策を立案、実施できるよう、アジア太平洋地域の適応に関する情報を一元的に提供するための仕組みを構築するなど、引き続き適応策に関する国際協力を積極的に進めてまいります。

最後に、温室効果ガスの排出削減についてのお尋ねがありました。

気候変動対策に当たっては、車の両輪として、適応策と温室効果ガスの排出削減対策の両方を推進することが必要です。このため、本法案に基づく適応策の充実強化だけでなく、地球温暖化対策を推進法等に基づく温室効果ガスの排出削減対策についても全力を尽して取り組んでまいります。

二〇三〇年度二六%削減の達成、二〇五〇年八〇%削減、そしてその先の世界全体での脱炭素社会の構築に向けて、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入等の対策を政府一丸となつてしっかりと進めています。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

（通知書受領）

○議長の報告

一、去る六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

（常任委員辞任及び補欠選任）

| | | 出席国務大臣 | | 農林水産委員 | | 農林水産委員 | |
|--------|-----|--------------|---------------|--------|--------|--------|--------|
| 浦野 | 足立 | 法務大臣 上川陽子君 | 外務大臣 河野太郎君 | 岸信夫君 | 井上貴博君 | 岸信夫君 | 井上貴博君 |
| 靖人君 | 康史君 | 経済産業大臣 世耕弘成君 | 国土交通大臣 石井啓一君 | 石川香織君 | 山本和嘉子君 | 石川香織君 | 山本和嘉子君 |
| 足立 | 蒲野 | 國務大臣 茂木敏充君 | 環境副大臣 としきなみみ君 | 議院運営委員 | 遠藤敬君 | 井上英孝君 | 遠藤敬君 |
| 靖人君 | 康史君 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 厚生労働委員 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 蒲野 | 足立 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 靖人君 | 蒲野 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 文部科学委員 | 三浦 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 公親君 | 三浦 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 百武 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 木村 | 中村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 小熊 | 裕之君 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 慎司君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 公親君 | 中村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 百武 | 安藤 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 木村 | 安藤 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 小熊 | 山口 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 慎司君 | 山口 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 公親君 | 山口 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 百武 | 山口 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 木村 | 山口 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 小熊 | 山口 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 慎司君 | 山口 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 公親君 | 山口 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 百武 | 安藤 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 木村 | 安藤 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 小熊 | 安藤 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 慎司君 | 安藤 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 公親君 | 安藤 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 百武 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 木村 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 小熊 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 慎司君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 公親君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 百武 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 木村 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 小熊 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 慎司君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 公親君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 百武 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 木村 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 小熊 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 慎司君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 公親君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 百武 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 木村 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 小熊 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 慎司君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 公親君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 百武 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 木村 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 小熊 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 慎司君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 公親君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 百武 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 木村 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 小熊 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 慎司君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 公親君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 百武 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 木村 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 小熊 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 慎司君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 公親君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 百武 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 木村 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 小熊 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 慎司君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 公親君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 百武 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 木村 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 小熊 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 慎司君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 公親君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 百武 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 木村 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 小熊 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 慎司君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 公親君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 百武 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 木村 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 小熊 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 慎司君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 公親君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 百武 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 木村 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 小熊 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 慎司君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 公親君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 百武 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 木村 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 小熊 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 慎司君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 公親君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 百武 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 木村 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 小熊 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 慎司君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 公親君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 百武 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 木村 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 小熊 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 慎司君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 公親君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 百武 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 木村 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 小熊 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 慎司君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 公親君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 百武 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 木村 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 小熊 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 慎司君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 公親君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 百武 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 木村 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 小熊 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 慎司君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 公親君 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 百武 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 木村 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 小熊 | 木村 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 慎司君 | | | | | | | |

官 報 (号 外)

平成三十年四月十日 衆議院会議録第十七号

議長の報告

官 報 (号外)

あるとして、改竄前の文書と改竄後の文書が存在しているとの報道がなされている。公文書管理法第一条では、公文書が「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源であり、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である」としている。

文書の訂正については、一般的には、すべて書き直しを行ったり、書き直しができないときに、誤記や脱字などの訂正などを行つたりするが、公文書では、特に、国民共有の知的資源であり、訂正の縦縛も含めて歴史的事実の記録とも言いうるものであり、訂正等についても適正になさる必要がある。

したがつて、次の事項について質問する。

一 民間では二重線を引いて、捨て印の横に削○字加○字等による訂正が行われることがあるが、現状では公文書の訂正をどのようにしているか。

二 森友問題を踏まえて、改竄を防止するため、訂正に関するガイドラインを改善または作成したのか。

右質問する。

内閣衆質一九六第一八四号
平成三十年四月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員串田誠一君提出公文書の訂正等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員串田誠一君提出公文書の訂正等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「公文書の訂正」に係る統一的な指針等は定めていない。なお、今般の財務省における決裁文書の書換えについて現在行われている事実関係の調査・解明を踏まえ、更に問題点を

洗い出し、公文書管理の在り方について、政府を挙げての見直しを行つてしまひたい。

平成三十年三月二十八日提出
質問 第一八五号

日本年金機構から扶養親族等申告書のデータ入力業務の委託を受けたSAY企画の各府省庁での契約に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

日本年金機構から扶養親族等申告書のデータ入力業務の委託を受けていたSAY企画の各府省庁での契約に関する質問主意書

日本年金機構から扶養親族等申告書のデータ入力業務の委託を受けたSAY企画の各府省庁での契約に関する質問主意書

は初鹿事務所で確認した十二府省庁等で間違いないですか。

二 その中で、現在も契約が継続し、作業が続けられている件数は何件ありますか。

三 これらの契約についても、日本年金機構からの業務委託契約同様に契約に反して再委託しているものがないか調査を実施すべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

四 政府全体として入札参加資格についても、日本年金機構同様の対処をするべきだと考えます

が、政府の見解を伺います。

五 本年金機構の見解を伺います。

六 本年金機構の見解を伺います。

七 本年金機構の見解を伺います。

八 本年金機構の見解を伺います。

九 本年金機構の見解を伺います。

十 本年金機構の見解を伺います。

十一 本年金機構の見解を伺います。

十二 本年金機構の見解を伺います。

十三 本年金機構の見解を伺います。

十四 本年金機構の見解を伺います。

十五 本年金機構の見解を伺います。

十六 本年金機構の見解を伺います。

十七 本年金機構の見解を伺います。

十八 本年金機構の見解を伺います。

十九 本年金機構の見解を伺います。

二十 本年金機構の見解を伺います。

二十一 本年金機構の見解を伺います。

二十二 本年金機構の見解を伺います。

二十三 本年金機構の見解を伺います。

二十四 本年金機構の見解を伺います。

二十五 本年金機構の見解を伺います。

二十六 本年金機構の見解を伺います。

二十七 本年金機構の見解を伺います。

二十八 本年金機構の見解を伺います。

二十九 本年金機構の見解を伺います。

三十 本年金機構の見解を伺います。

三十一 本年金機構の見解を伺います。

三十二 本年金機構の見解を伺います。

三十三 本年金機構の見解を伺います。

三十四 本年金機構の見解を伺います。

三十五 本年金機構の見解を伺います。

三十六 本年金機構の見解を伺います。

三十七 本年金機構の見解を伺います。

三十八 本年金機構の見解を伺います。

三十九 本年金機構の見解を伺います。

四十 本年金機構の見解を伺います。

四十一 本年金機構の見解を伺います。

四十二 本年金機構の見解を伺います。

四十三 本年金機構の見解を伺います。

作業が続けられている件数」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、平成三十年三月二十八日時点でお把握している限りにおいては、一についてでお答えした平成二十九年度中に株式会社SAY企画と契約があつた府省等と同社との契約については、一件を除き、いずれもその契約期間等が平成二十九年度内のものであると承知している。

三及び四について

平成二十九年度中に株式会社SAY企画と契約があつた府省等においては、同社が当該契約に即して履行しているかの確認等を行い、その状況に問題があるものについては厳正に対処することとしている。

いずれにせよ、各府省等が依頼した業務が適正に行われることは重要であると考えており、御指摘の「入札参加資格」の取扱いも含め、今後とも当該業務が適正に行われるように対応することとしている。

平成三十年三月二十九日提出
質問 第一八六号

内閣衆質一九六第一八五号
平成三十年四月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出日本年金機構から扶養親族等申告書のデータ入力業務の委託を受けたSAY企画の各府省庁での契約に関する質問に対する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員初鹿明博君提出日本年金機構から扶養親族等申告書のデータ入力業務の委託を受けたSAY企画の各府省庁での契約に関する質問に対する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

内閣衆質一九六第一八四号
平成三十年四月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員串田誠一君提出公文書の訂正等に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員串田誠一君提出公文書の訂正等に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十九年度中に株式会社SAY企画と契約があつた府省等は、平成三十年三月二十八日時点ですべて把握している限りにおいては、初鹿明博

衆議院議員が同日の衆議院厚生労働委員会に提出した「各省庁と株式会社SAY企画との契約状況について」と題する資料に同社との契約がある旨が記載されている府省等のほか、農林水

産省であると承知している。

以下、質問します。

お尋ねの「その中で、現在も契約が継続している件数」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、平成三十年三月二十八日時点でお把握している限りにおいては、一についてでお答えした平成二十九年度中に株式会社SAY企画と契約があつた府省等と同社との契約については、一件を除き、いずれもその契約期間等が平成二十九年度内のものであると承知している。

二について

お尋ねの「その中で、現在も契約が継続している件数」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、平成三十年三月二十八日時点でお把握している限りにおいては、一についてでお答えした平成二十九年度中に株式会社SAY企画と契約があつた府省等と同社との契約については、一件を除き、いずれもその契約期間等が平成二十九年度内のものであると承知している。

三について

お尋ねの「その中で、現在も契約が継続している件数」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、平成三十年三月二十八日時点でお把握している限りにおいては、一についてでお答えした平成二十九年度中に株式会社SAY企画と契約があつた府省等と同社との契約については、一件を除き、いずれもその契約期間等が平成二十九年度内のものであると承知している。

連国防省戦史研究所からの回答で、ソ連太平洋艦隊の潜水艦による攻撃であつたことが確認された。攻撃を行つた潜水艦は、ウラジオストクのソ連太平洋艦隊所属の「一二ならびに」、「一九」であると承知している。

北海道留萌市立図書館の所有する、一九四五年八月十九日のソビエト海軍艦隊人民委員部発の「ソ連太平洋艦隊第一潜水艦隊司令官宛命令書」NO.O.P./O.O.四五五〔（本命令書）〕では、「敵の海軍は積極的な戦闘を行っていない」。だが、サハリン・シムシユ・バラムシル諸島においては、貴重品を本国に搬出しようと抵抗を続けている。「第一極東方面軍は、北海道北部占領の任務を負う」と示された上で、「艦隊には次の任務が課せられる。八月二十四日未明、占領軍の留萌上陸予定」「L級潜水艦を二隻派遣せよ、」航行中の敵船舶はすべて撃滅する。具体的潜水艦統率は、貴下が行う」と命じられている。

太平洋戦争後、七十年以上経過したが、「留萌沖三船殉難事件」（本事件）といふ。の真相は未だ十分に解明されておらず、樺太引揚三船遭難遺族会がロシア政府に事実を認め謝罪するように求め続けているものの、誠意ある回答は得られない。関係者の高齢化は進んでおり、このままでは本事件が未解決のまま忘れ去られてしまう可能性も否定できない。

応じ、安倍総理が五月二十六日にロシアを訪れる見通しだと発言した。また安倍総理のロシア訪問では、ブーチン大統領との首脳会談が行われることも明らかにされた。これらを踏まえ、以下質問する。

一本事件について、これまでソ連政府およびロシア政府に事実の照会を行つたことはあるのか。あるとすれば、どのレベルの担当者間で、

あるいは、どの程度の回数であるのか。政府の見解如何。

二 一九九二年の拓殖大学の秦郁彦教授の調査で

三船殉難事件は、本事件はソ連太平洋艦隊の潜水艦による攻撃であつたことが確認された。小笠原丸、泰東丸、第二新興丸への攻撃を行つた潜水艦は、ウラジオストクのソ連太平洋艦隊所属の「一二ならびに」、「一九」であるとの理解でよい。

三 本命令書では、「敵の海軍は積極的な戦闘を行っていない。だが、サハリン・シムシユ・バラムシル諸島においては、貴重品を本国に搬出しようと抵抗を続けている」「第一極東方面軍は、北海道北部占領の任務を負う」との記述があるが、政府はこれを承知しているか。政府の見解如何。

四 本事件は、ソ連太平洋艦隊所属の潜水艦による攻撃であるとの理解でよい。政府の見解如何。

五 本命令書でいう「L級潜水艦を二隻派遣せよ、」航行中の敵船舶はすべて撃滅する。具体的潜水艦統率は、貴下が行う」との命令が本事件の根拠になつてゐるとの理解でよい。政府の見解如何。

六 本事件の関係者は高齢化しており、残された時間は少ない。安倍総理が五月にブーチン大統領と会談するのであれば、ロシア政府に本事件についての事実の照会を行い、あるいは謝罪を求める、その回答を得るべきではないか。政府の見解如何。

右質問する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠一君提出北海道「留萌沖三船殉難事件」に関する質問に対する答弁書

一について

外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、相手国との信頼関係を損ねるおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

二について

ラジオストクのソ連太平洋艦隊所属の「一二ならびに」、「一九」であるとの理解でよい。

三について

本命令書では、「敵の海軍は積極的な戦闘を行っていない。だが、サハリン・シムシユ・バラムシル諸島においては、貴重品を本国に搬出しようと抵抗を続けている」「第一極東方面軍は、北海道北部占領の任務を負う」との記述があるが、政府はこれを承知しているか。政府の見解如何。

四について

御指摘の命令書については、政府としてお答えする立場はない。

五について

お尋ねについては、事実関係を直接確認する手段がないことから、お答えすることは困難である。

六について

お尋ねの会談の詳細については、現在調整中であり、その内容について予断をもつてお答えすることは差し控えたいた。

七について

お尋ねの会談の詳細については、現在調整中であり、その内容について予断をもつてお答えすることは差し控えたいた。

八について

お尋ねの会談の詳細については、現在調整中であり、その内容について予断をもつてお答えすることは差し控えたいた。

九について

お尋ねの会談の詳細については、現在調整中であり、その内容について予断をもつてお答えすることは差し控えたいた。

十について

お尋ねの会談の詳細については、現在調整中であり、その内容について予断をもつてお答えすることは差し控えたいた。

十一について

お尋ねの会談の詳細については、現在調整中であり、その内容について予断をもつてお答えすることは差し控えたいた。

事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのあるときは、宣誓、証言又は書類の提出を拒むことができる」に基づく証言拒否を繰り返したことに關して、「人民裁判をやつてゐるわけではない」。

自分が訴追される話は話さなくていい」と述べた。

議院証言法第一条では「各議院から、議案その他審査又は國政に関する調査のため、証人として出頭及び証言又は書類の提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求められたときは、この法律に別段の定めのある場合を除いて、何人でも、これに応じなければならない」と明示されているが、日本国憲法第六十二条でいう「両議院は、各々國政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができ」に由來する国政調査権の具現化されたものの一つであると考える。

日本国憲法第六十二条に由來する国政調査権といえども一定の限界があり、例えば基本的人権を侵害する調査は許されない。例えは、思想の露頭を求めるものは絶対許されない。もつとも、国会での虚偽答弁、それにともなう行政文書の改ざんなど、わが国の民主主義の根幹を揺るがし、國家公務員制度への重大な信頼失墜に関わる事案については、日本国憲法が保障する国民の知る権利や國政調査権と議院証言法第四条の規定との相克の上で、解決されるべきものであると考える。

前財務省理財局長が衆参の予算委員会の証人喚問において、証言拒否を繰り返したことは、まさに日本国憲法が保障する国民の知る権利や國政調査権と議院証言法第四条の規定との相克の上で、解決されるべき問題であり、財務大臣が「人民裁判をやつてゐるわけではない」と安易に揶揄すべき問題ではない。

これらを踏まえ、以下質問する。

一 「人民裁判」とはどのようなものであると考えているのか。政府の見解如何。

内閣質一九六第一八六号

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島 理森殿

麻生財務大臣の「人民裁判をやつているわけではない」との発言に関する質問主意書

平成三十年三月二十九日提出

質問 第一八七号

麻生財務大臣の「人民裁判をやつているわけ

ではない」との発言に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠一

平成三十年三月二十八日、麻生太郎財務大臣

は、同月二十七日に行われた前財務省理財局長へ

の証人喚問において、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（議院証言法）といふ。第三条でいう「証人は、自己又は次に掲げる者が刑

事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのあるときは、宣誓、証言又は書類の提出を拒むことができる」に基づく証言拒否を繰り返したことに關して、「人民裁判をやつてゐるわけではない」。

自分が訴追される話は話さなくていい」と述べた。

議院証言法第一条では「各議院から、議案その他審査又は國政に関する調査のため、証人として出頭及び証言又は書類の提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求められたときは、この法律に別段の定めのある場合を除いて、何人でも、これに応じなければならない」と明示されているが、日本国憲法第六十二条でいう「両議院は、各々國政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができ」に由來する国政調査権の具現化されたものの一つであると考える。

日本国憲法第六十二条に由來する国政調査権といえども一定の限界があり、例えば基本的人権を侵害する調査は許されない。例えは、思想の露頭を求めるものは絶対許されない。もつとも、国会での虚偽答弁、それにともなう行政文書の改ざんなど、わが国の民主主義の根幹を揺るがし、國家公務員制度への重大な信頼失墜に関わる事案については、日本国憲法が保障する国民の知る権利や國政調査権と議院証言法第四条の規定との相克の上で、解決されるべきものであると考える。

前財務省理財局長が衆参の予算委員会の証人喚問において、証言拒否を繰り返したことは、まさに日本国憲法が保障する国民の知る権利や國政調査権と議院証言法第四条の規定との相克の上で、解決されるべき問題であり、財務大臣が「人民裁判をやつてゐるわけではない」と安易に揶揄すべき問題ではない。

これらを踏まえ、以下質問する。

一 「人民裁判」とはどのようなものであると考えているのか。政府の見解如何。

二 前財務省理財局長が衆参の予算委員会の証人喚問において、証言拒否を繰り返したことについて、それを追及した野党議員の質問について、「人民裁判をやっている」と述べた麻生大臣の認識は政府内で共有されているのか。政府の見解如何。

三 例えば大辞林によれば、「人民裁判」とは、

——例えは大辞林によれば「人民裁判」とは「社会主義国家などで、人民の中から選ばれた代表が行う裁判」、そこは「多数者が少数者を公

四 前財務省理財局長への証人喚問は、当該者の国会での虚偽答弁、それとともにう行政文書の改ざんなど、わが国の民主主義の根幹を揺るがし、国家公務員制度への重大な信頼失墜に関わる問題を解明するために行われたものである。麻生財務大臣は当時から現在に至るまで財務大臣を務めており、当然、政治責任を負うべき立場にある。本件事案は、日本国憲法が保障する国民の知る権利や国政調査権と議院証言法第四条の規定との相克の上で解決されるべきもので、直接的な利害関係にある麻生財務大臣が「人民裁判をやつてはいるわけではない」と発言することは極めて不適切であり、また、今後の財務省の内部調査に影響を及ぼすのではないか。政府の見解如何。

右質問する。

衆議院議員逢坂誠二君提出麻生財務大臣の「人民裁判をやつているわけではない」との発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

泰典氏への証人喚問について、「昨日の証人喚問を見ておらて、総理はどういう感想を持たれました」との質問に答え、「疑惑の深まつてゐる三通の契約書については、刑事訴追のおそれを理由とした証言拒否が繰り返され、真相が解明されず、大変残念であります」、「三通の契約書については、刑事訴追のおそれがあるといつて証言がなされなかつたということではないかと思ひます」(二九答弁)といふと答弁した。

平成三十一年三月二十八日 参議院予算委員会で安倍総理は、野党議員から前日に行われた前財務省理財局長への証人喚問について、「証人喚問のやり取りについて政府側はコメントしないのがこれまでの一貫した立場だ。私や妻は国有地の払い下げに一切関わつておらず、きのうの証人喚問を通じてどのような印象を持つたかは国民の判断に任せたい」(三〇答弁)といふと答弁した。

これらを踏まえ、以下質問する。

一 証人喚問に関する総理の答弁は、二九答弁では「刑事訴追のおそれを理由とした証言拒否が繰り返され、真相が解明されず、大変残念であります」とあるものの、三〇答弁では「証人喚問のやり取りについて政府側はコメントしないのがこれまでの一貫した立場」と示されています。「二九答弁以後、政府の立場は変更され、その後、「証人喚問のやり取りについて政府側はコメントしないのがこれまでの一貫した立場」と変更されたという理解でよいか。政府の見解如何。

四 メントしないのがこれまでの一貫した立場」は、野党議員からの質問に対しても示される「一貫した立場」であるとの理解でよいか。政府の見解如何。

五 二九答弁では、「刑事訴追のおそれを理由とした証言拒否が繰り返され、真相が解明されず、大変残念でありました」と示されているが、平成三十年三月二十七日に衆參の予算委員会で行われた前財務省理財局長への証人喚問についても、刑事訴追のおそれがあるとして答弁拒否が繰り返された。同月二十八日、安倍総理は参議院予算委員会で、「今後ともしっかりと説明責任を果たすとともに、国民から厳しい目が向けられていることを真摯に受け止めながら徹底的に調査を行い、全容を解明していく」と答弁している。かかる前財務省理財局長の答弁拒否のため、結果として、証人喚問の内容は全部容解明には程遠いものであった。安倍総理は、この証人喚問についても、「刑事訴追のおそれを理由とした証言拒否が繰り返され、真相が解明されず、大変残念でありました」との感想を持つたのか。安倍総理の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一九六第一八八号

平成三十年四月六日

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍總理の証人喚問についての答弁の推移に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成三十年四月十日 衆議院会議録第十七号 議長の報告

別紙

衆議院議員逢坂誠一君提出安倍総理の証人喚問についての答弁の推移に関する質問に対する答弁書

一から五までに二いて

お尋ねにおいては、平成三十年三月三十日の衆議院本会議において、安倍内閣総理大臣が「二十七日に行われた証人喚問は、書換え問題の真相を明らかにする重要な機会でありました。しかし、書換え問題については、いまだ政府として調査中であります。そういう意味で、証人喚問におけるやりとりについて、政府側としてコメントすることは適当でないと考えたものです。」と答弁しているとおりである。

平成三十年三月二十九日提出
質問第一八九号

日本年金機構のデータ入力外部委託に関する質問主意書

提出者 奥野総一郎

日本年金機構のデータ入力外部委託に関する質問主意書

日本在金機構の年金問題、タフカニシ問題では同機構の「ずさん業者委託」が明らかになり、変わらぬその体質に厳しい批判が浴びせられている。国民の年金制度そのものへの信頼も再び大きく揺らいでいる。

二 委託先のSAY企画に対するこれまでの契約は実績を、契約ごとに、契約年月日、事業内容、契約額を示されたい。

三 今回問題となつたSAY企画に対する契約は随意契約か、入札だったのか。入札であれば、開札結果を、随意契約であれば、その理由を示されたい。

三 每日新聞本年三月二十一日付の朝刊社会面は

「年金機構は、SAY企画が予定より大幅に少ない人数で作業していることを昨年十月に把握しながら作業を継続。特別監査は今年一月だつ

十一 定期的検査等の結果により、委託の打ち切りや契約更新をしないなどの措置をとった例を示されたい。

十二 機構が業務委託をしている業者数を示され

內閣衆質一九六第一八九号

平成三十年四月六日

衆議院議長 大島理森殿 内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議員奥野総一郎君提出日本年金機構のデータ入力外部委託に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員奥野総一郎君提出日本年金機構のデータ入力外部委託に關する質問に対す

る答弁

「御書院」の書簡

お尋ねの一事業内容の意味するところが必ずしも明らかではないが、日本年金機構(以下「機構」という。)からは、機構が発足した平成二十二年一月以降の機構と株式会社SAY企画以下「SAY企画」という。)との契約に係る①契約年月日、②契約件名及び③契約額は次のとおりである。ご質問へお答えします。

であると聞いている

年金保険適用関係届書パンチ委託(東京都)(協)

会けんぽ分) ③約六百五十万円

①平成二十三年一月二十六日 ②平成二十二年公的年金加入状況等調査のデータ入力業務

③約二百四十万円

①平成二十四年九月四日 ②第三号被保険者
該当届書ペ(ナシ)(リ)(リ)(リ)(リ)(リ)委託 ③の

讀書ノ、二三の立、立作成、季語

①平成二十四年十月三日 ②扶養親族等申告
書^テ③入力業務務委託 約三百四十万円

官報(号外)

| | | |
|---|--|--|
| <p>①平成二十五年十一月十二日 ②平成二十五年公的年金加入状況等調査のデータ入力業務 ③約四百三十万円</p> <p>①平成二十六年七月八日 ②磁気媒体(CD-RW)による所得情報依頼結果媒体作成業 務委託 ③約百十万元</p> <p>①平成二十六年八月七日 ②厚生年金被保險者名簿等の氏名追加のパンチ入力作業 ③約五百万円</p> <p>①平成二十六年八月八日 ②執行停止付属調書パンチ委託 ③約三百二十万元</p> <p>①平成二十六年九月三日 ②国民年金保険料免除・納付猶予申請書等OCR帳票転記作成委託 ③約二千七百六十万元</p> <p>①平成二十六年九月三日 ②国民年金第三号被保險者該当届パンチ(CD/DVD作成)委託 ③約千二百六十万元</p> <p>①平成二十六年九月十二日 ②「扶養親族等申告書」③約百七十万元</p> <p>①平成二十六年九月三十日 ②扶養親族等申告書データ入力業務 ③約三百九十万円</p> <p>①平成二十六年十二月三日 ②磁気媒体(CD-RW)による所得情報依頼結果媒体(文京区分)作成業務 ③約一百五十万円</p> <p>①平成二十七年七月七日 ②磁気媒体(CD-RW)による所得情報依頼結果媒体作成業務委託 ③約九十万円</p> <p>①平成二十七年八月七日 ②執行停止付属調書パンチ委託 ③約三百万元</p> <p>①平成二十七年八月三十一日 ②国民年金第三号被保險者該当届パンチ(CD/DVD作成)委託 ③約千八百六十万元</p> | | |
| <p>①平成二十七年九月八日 ②厚生年金保険業態別規模別適用状況調集計業務委託 ③約四十万円</p> <p>①平成二十七年十月七日 ②年末調整審査等業務 ③約六百六十万元</p> <p>①平成二十七年十月二十一日 ②磁気媒体(CD-RW)による所得情報依頼結果媒体(文京区分)作成業務 ③約四十万元</p> <p>①平成二十七年十一月二十五日 ②国民年金被保險者名簿の電子画像化及び索引データの作成業務 ③約六十万元</p> <p>①平成二十七年十二月一日 ②「お客様満足度アンケート」回答票データ入力業務 ③約六十万元</p> <p>①平成二十八年一月十三日 ②附加保険料の特例納付申込書データ入力業務 ③約百八十万元</p> <p>①平成二十八年三月三十一日 ②住民税情報データ入力作成等業務 ③約二百六十万元</p> <p>①平成二十八年四月十一日 ②附加保険料の特例納付申込書データ入力業務 ③約百万元</p> <p>①平成二十八年六月十日 ②年金返納金にかかる返納金額計算及び債務者調査結果の入力等業務 ③約八百六十万元</p> <p>①平成二十八年七月四日 ②磁気媒体(CD-RW)による所得情報依頼結果媒体作成業務委託 ③約八百万元</p> <p>①平成二十八年九月六日 ②厚生年金保険業態別規模別適用状況調集計業務 ③約五十万元</p> <p>①平成二十八年十月七日 ②年末調整審査等業務 ③約七百万元</p> <p>①平成二十八年十月二十一日 ②データ入力委託業務「平成二十八年公的年金加入状況等調査」③約四百八十万円</p> <p>①平成二十八年十一月二十五日 ②国民年金第三号被保險者該当届パンチ(CD/DVD作成)委託 ③約千五百三十万元</p> | | |
| <p>①平成二十九年八月九日 ②扶養親族等申告書・個人番号申出書データ入力及び画像化業務 ③約一億八千二百五十万元</p> <p>①平成二十九年九月五日 ②磁気媒体(CD-R)による所得情報依頼結果媒体作成業務 ③約百二十万元</p> <p>〔南関東〕 ③約百二十万元</p> | | |
| <p>二について お尋ねの「開札結果」の意味するところが必ずしも明らかではないが、機構からは、「御指摘の今回問題となつたSAY企画に対する契約」である「扶養親族等申告書・個人番号申出書データ入力及び画像化業務」(以下「本件業務」といふ。)は、一般競争入札により、機構から委託を受けた業務を行つたとされている。</p> <p>受けた業務を行つたとされる業者(以下「委託先業者」といふ。)を選定したものであり、SAY企画が約一億八千二百五十万元の調達見込み総額により落札したと聞いている。</p> <p>三について 機構からは、SAY企画の運用仕様書によれば、一日当たり約八百人の業務委託員で作業が行われるとされているところ、SAY企画が百数十人の業務委託員で本件業務を行つていたことが平成二十九年十月十六日に判明したため、同日以降、機構がSAY企画に対して複数回の業務委託員の増員の指示を行つたが、当該運用仕様書にのつとつ体制が整備されるには至らなかつたと聞いている。</p> <p>四について 機構からは、平成二十九年十月の時点で御指摘の措置はとられていないと聞いている。</p> <p>五について 機構からは、「日本年金機構外部委託規程」(平成二十二年日本年金機構規程第十号。以下「委託規程」という。)第十七条第一項及び第三項の規定に基づき、SAY企画に対し平成二十九年十月二十七日以後複数回業務の実施状況に</p> | | |
| <p>六について 機構からは、平成二十九年十二月三十一日に、機構の法令等違反通報窓口に、匿名で、委託先業者であるSAY企画が、契約上原則として禁止されている再委託を中国の関連事業者に對して行つてることを推測させる情報提供があり、これを受けて平成三十年一月六日に「日本年金機構内部監査規程」(平成二十二年日本年金機構規程第十四号)第十二条に規定する特別監査を行つたと聞いている。</p> <p>七について 機構からは、五についてで述べたとおり、平成二十九年十月の時点において、SAY企画に對して委託規程第十七条第二項に規定する報告を求めており、また、同月時点でSAY企画が再委託を行つたことは把握していない。</p> <p>八について 機構からは、SAY企画から御指摘の「再委託」の発注が行われたのは、平成二十九年十月十六日から十二月二十五日までと聞いている。</p> <p>九について 機構からは、五についてで述べた立入検査の際に、併せて「日本年金機構個人情報保護管理規程」(平成二十二年日本年金機構規程第十三号。以下「個人情報保護規程」という。)第四十九条第三項に規定する定期的検査等(以下「定期的検査等」という。)を行つたと聞いている。</p> <p>十について 機構からは、「御指摘の等」に含まれるものとして、外部委託の契約終了時において、当該外部委託の処理の段階で作成した個人情報等の複写物等の廃棄及び消去の状況の検査等があると聞いている。</p> | | |

十一について
機構からは、御指摘のような例はないと聞いている。

十二について
機構からは、平成三十年三月一日の時点において、委託先業者の数は百十七であり、そのうち事前に機構の承認を受けて再委託を行つてゐる業者の数は十六であると聞いている。

十三について
機構からは、平成三十年三月一日の時点において、二百三十六件の業務委託契約を締結しており、このうち百八十七件については定期的検査等を実施しており、二十三件については今後実施予定となっており、残る二十六件については「日本年金機構外部委託実施要領」(平成二十一年日本年金機構要領第二十六号。以下「委託要領」という。)に基づく例外措置として検査を省略していると聞いている。

十四について
機構からは、委託要領に基づき、個人情報等が目に触れる業務を再委託することはできないこととしているため、事前に機構の承認を受けた再委託を行つてある委託先業者から業務を委託された業者に対する定期的検査等は行われていないと聞いている。

十五及び十六について
機構からは、個人情報保護規程第四十九条第二項に規定する確認について、書面等により行つてあるものの、業務委託員との守秘義務契約書が締結されたことの報告の遅れ、業務委託員の氏名等の届出の遅れ等不十分な点があつたと聞いている。また、同条第四項に規定する監督については、定期的検査等により行われているものの、不十分な点があつたと考えている。加藤厚生労働大臣の指示を受け、機構において外部の専門家による調査組織が設置される予定

十七について
平成三十年三月二十日に、加藤厚生労働大臣から、機構の水島理事長に対して、一連の事案に適切に対処すること、組織の中で意識改革を進め、年金受給者の立場に立つて、正しく確実に業務を行うこと、今後、業務を委託する場合における事務処理の在り方を見直し、こうした事態が二度と生じないよう措置すること等の指示を行つた。また、同大臣の指示を受け、機構において外部の専門家による調査組織が設置される予定であり、当該調査組織における調査等の結果を踏まえ、機構において、再発防止に万全を期すものと承知している。厚生労働省としても、この調査等の結果を踏まえ、社会保障審議会の部会にも諮りつつ、機構に対し、十分な監督を行つていただきたいと考えている。

十八について
平成三十年三月二十日に、機構がプレスリリースを行い、機構の水島理事長が記者会見に

おいてお詫びと詳細な説明を行うとともに、機構のホームページにおいても、そのトップページの大重要なお知らせ欄にプレスリリースの概要を記載したページへのリンクを掲載したと承知している。

十九について
日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)第

五十二条の規定は、機構の運営の透明性を確保する趣旨のものであり、同条第一項の規定において機構が定める規程のうち同法に作成等の根拠があるものが公表の対象とされているが、同法第二条第一項において、機構が業務運営における透明性の確保に努めなければならないことが定められていることを踏まえれば、お尋ねの

「委託規程」については、今後、同法第五十二条

第二項の規定に基づく公表をすべきものである
であり、当該確認や当該監督の不十分な点については、当該調査組織による調査等の過程で更に検証されるものと考えている。

二十について
機構からは、SAY企画に対して損害賠償を請求する予定であり、その金額及び賠償請求の時期については現在検討中であると聞いてい

る。

二十一第三条の五)に改める。

二十一第三条の五)に改める。

第一条 人事訴訟法(平成十五年法律第百九号)の一部を次のように改正する。
(人事訴訟法の一部改正)

目次中「第一款 管轄(第四条 第八条)」

「第二款 參与員(第九条 第十一条)」

を「第一款 日本の裁判所の管轄権(第四条 第八条)」

「第二款 管轄(第四条 第八条)」

「第三款 參与員(第九条 第十一条)」

第一章第二節中第一款を第二款とし、同節に第六条中「(平成二十三年法律第五十二号)」を削る。

第一章第二節中第一款を第三款とする。

第六条中「(平成二十三年法律第五十二号)」を

「第一款 參与員(第九条 第十一条)」を

「第二款 管轄(第四条 第八条)」

「第三款 參与員(第九条 第十一条)」

第一款として次の一款を加える。
(人事に関する訴えの管轄権)

第一款 日本の裁判所の管轄権

を「第一款 參与員(第九条 第十一条)」

「第二款 管轄(第四条 第八条)」

「第三款 參与員(第九条 第十一条)」

を「第一款 參与員(第九条 第十一条)」

第三条の二 人事に関する訴えは、次の各号のいずれかに該当するときは、日本の裁判所に提起することができる。
(人事に関する訴え)

第一款 參与員(第九条 第十一条)

第二款 管轄(第四条 第八条)

第三款 參与員(第九条 第十一条)

を「第一款 參与員(第九条 第十一条)」

「第二款 管轄(第四条 第八条)」

二 身分関係の当事者の双方に対する訴えであつて、当該当事者の住所(住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所)があつて、日本国内にあるとき。

二 身分関係の当事者の双方に対する訴えであつて、その一方又は双方の住所(住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるとき。

三 身分関係の当事者の一方からの訴えであつて、他の一方がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。

四 身分関係の当事者の双方が死亡し、その一方又は双方がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。

五 身分関係の当事者の双方が日本の国籍を有するとき(その一方又は双方がその死亡

右
人事訴訟法等の一部を改正する法律案
平成三十年二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

の時に日本の国籍を有していたときを含む)。

六 日本国に住所がある身分関係の当事者の一方からの訴えであつて、当該身分関係の当事者が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき。

七 日本国に住所がある身分関係の当事者の一方からの訴えであつて、他の一方が行方不明であるとき、他の一方の住所がある国においてされた当該訴えに係る身分関係と同一の身分関係についての訴えに係る確定した判決が日本国で効力を有しないときその他の日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき。

(関連請求による管轄権)

第三条の三 一の訴えで人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求(当該人事訴訟における当事者の一方から他の一方に対するものに限る)をする場合においては、日本の裁判所が該当事訴訟に係る請求について管轄権を有する。所が該当事訴訟に係る請求について管轄権を有するときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができる。

(子の監護に関する処分についての裁判に係る事件等の管轄権)

第三条の四 裁判所は、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有するときは、第三十二条第一項の子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判に係る事件について、管轄権を有する。

2 裁判所は、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有する場合において、家事事件手続法(平成二十三年法律)

の時に日本の国籍を有していたときを含む)。

六 日本国に住所がある身分関係の当事者の一方からの訴えであつて、当該身分関係の当事者が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき。

七 日本国に住所がある身分関係の当事者の一方からの訴えであつて、他の一方が行方不明であるとき、他の一方の住所がある国においてされた当該訴えに係る身分関係と同一の身分関係についての訴えに係る確定した判決が日本国で効力を有しないときその他の日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき。

(関連請求による管轄権)

第三条の五 裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合において、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地、当該訴えに係る身分関係の当事者間の成年に達しない子の利益その他的事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができる。

2 第十八条に次の二項を加える。

2 日本の裁判所が請求の変更による変更後の人事訴訟に係る請求について管轄権を有しない場合には、原告は、変更後的人事訴訟に係る請求が変更前の人事訴訟に係る請求と同一の身分関係についての形成又は存否の確認を目的とするときに限り、前項の規定により、請求を変更することができる。

3 日本の裁判所が反訴の目的である次の各号に掲げる請求について管轄権を有しない場合には、被告は、それぞれ当該各号に定める場合に限り、第一項の規定による反訴を提起することができる。

(不在者の財産の管理に関する処分の審判事件の管轄権)

第三条の二 裁判所は、不在者の財産の管理に関する処分の審判事件(別表第一の五十五の項の事項についての審判事件をいう。第一百四十五条において同じ。)について、不在者の財産が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

(失踪の宣告の取消しの審判事件の管轄権)

第三条の三 裁判所は、失踪の宣告の取消しの審判事件(別表第一の五十七の項の事項についての審判事件をいう。第一百四十九条第一項及び第二項において同じ。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 人事訴訟に係る請求 本訴の目的である人事訴訟に係る請求と同一の身分関係についての形成又は存否の確認を目的とする請求を目的とする場合

二 人事訴訟に係る請求 既に日本の裁判所に当該人事訴訟が係属する場合

第二十九条第一項中「第一編第一章第一節」を「第三条の二から第三条の十まで」に改める。

第三条の二 加え、同項を同条第一項とし、同条第三号を同条第二項とする。

第二条 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 通則(第一条―第三条)」を「第一章 通則(第一条―第三条)」に改め、同項を同条第一項とする。

第三条の二 日本の裁判所の管轄権(第三条の二―第三条の十五)」に改める。

第一編第一章の次に次の「第一章を加える。

第一章の二 日本の裁判所の管轄権

(不在者の財産の管理に関する処分の審判事件の管轄権)

第三条の五 裁判所は、養子縁組をするについての許可の審判事件(別表第一の六十一の項の事項についての審判事件をいう。第一百六十三条第一項及び第二項において同じ。)及び特別養子縁組の成立の審判事件(同表の六十三の項の事項についての審判事件をいう。第一百六十四条第一項及び第二項において同じ。)について、養親となるべき者又は養子となるべき者の住所(住所がない場合は住所が知られない場合には、居所)が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

(死後離縁をするについての許可の審判事件)

第三条の六 裁判所は、死後離縁をするについての許可の審判事件(別表第一の六十二の項の事項についての審判事件をいう。第一百六十一条第一項及び第二項において同じ。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 養親又は養子の住所(住所がない場合は住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるとき。

二 失踪者の住所が日本国内にあるとき又は失踪者が日本の国籍を有するとき。

三 失踪者が生存していたと認められる最後

の時点において、失踪者が日本国内に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたとき。

第四条 裁判所は、嫡出否認の訴えについて日本国内の裁判所が管轄権を有するときは、嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件(事件の管轄権)

第三条の四 裁判所は、嫡出否認の訴えについて日本国内の裁判所が管轄権を有するときは、嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件(事件の管轄権)

第三条の四 裁判所は、嫡出否認の訴えについて日本国内の裁判所が管轄権を有するときは、嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件(事件の管轄権)

二 養親又は養子がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。

三 養親又は養子の一方が日本の国籍を有する場合であつて、他の一方がその死亡の時に日本の国籍を有していたとき。

(特別養子縁組の離縁の審判事件の管轄権)
第三条の七 裁判所は、特別養子縁組の離縁の審判事件(別表第一の六十四の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 養親の住所(住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるとき。

二 養子の実父母又は検察官からの申立てであつて、養子の住所(住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるとき。

三 養親及び養子が日本の国籍を有するとき。

四 日本国内に住所がある養子からの申立てであつて、養親及び養子が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき。

五 日本国内に住所がある養子からの申立てであつて、養親が行方不明であるとき、養親の住所がある国においてされた離縁に係る確定した裁判が日本国で効力を有しないときその他の日本の裁判所が審理及び裁判をすることが養親と養子との間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき。

(親権に関する審判事件等の管轄権)
第三条の八 裁判所は、親権に関する審判事件(別表第一の六十五の項から六十九の項まで並びに別表第二の七の項及び八の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。)についての審判事件をいう。第六十七条においてお

いての審判事件をいう。第六十七条においては、子の監護に要する費用の分担に関する規定についての審判事件をいう。

いて同じ。)、子の監護に関する处分の審判事件(同表の三の項の事項についての審判事件をいう。第一百五十条第四号及び第一百五十二条において同じ。)(子の監護に要する費用の分担及び親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件(別表第一の百三十二の項の事項についての審判事件をいう。第二百四十二条第一項第二号及び第三项において同じ。)について、子の住所(住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるとき。

三 三の項において同じ。)について、子の住所(住所がない場合には、居所)が日本国内にあるとき。子の監護に要する費用の分担及び親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件(別表第一の百三十二の項の事項についての審判事件をいう。第二百四十二条第一項第二号及び第三项において同じ。)について、子の住所(住所がない場合には、居所)が日本国内にあるとき。

(扶養権の審判事件等の管轄権)
第三条の九 裁判所は、養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判事件(別表第一の七十の項の事項についての審判事件をいう。同条第二号において同じ。)について、未成年被後見人となるべき者若しくは未成年被後見人(以下この条において「未成年被後見人となるべき者等」という。)の住所を若しくは居所が日本国内にあるとき又は未成年被後見人となるべき者等が日本の国籍を有するときは、管轄権を有する。

(夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件の管轄権)
第三条の十 裁判所は、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件(別表第一の八十四の項及び八十五の項並びに別表第二の一の項から三の項まで、九の項及び十の項の事項についての審判事件(同表の三の項の事項についての審判事件をあつては、子の監護に要する費用の分担に関する規

定の適用については、同項中「相続開始の時

処分の審判事件に限る)をいう。)について、扶養義務者(別表第一の八十四の項の事項についての審判事件にあつては、扶養義務者となるべき者であつて申立てないもの又は扶養権利者(子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件にあつては、子の監護者又は子)の住所(住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

(相続に関する審判事件の管轄権)
第三条の十一 裁判所は、相続に関する審判事件(別表第一の八十六の項から百十の項まで及び百三十三の項並びに別表第二の十一の項から十四の項までの事項についての審判事件をいう。)について、相続開始の時における被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合には相続開始の時における被相続人の住所が日本国内にあり、居所がない場合又は居所が知れない場合には被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき(日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していいたときを除く。)は、管轄権を有する。

2 相続開始の前に推定相続人の廃除の審判事件(別表第一の八十六の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。)、推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件(同表の八十七の項の事項についての審判事件をいう。同百八十八条第一項及び第百八十九条第一項において同じ。)、遺言の確認の審判事件(同表の百一の項の事項についての審判事件をい

う。第二百九条第二項において同じ。)、遺言の確認の審判事件(同表の百一の項の事項についての審判事件をい

う。第二百九条第二項において同じ。)、財産の分与に関する処分の審判事件(別表第一の十二の項から十四の項までの事項についての審判事件をいう。以下同じ。)、財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分の審判事件(同表の九十七の項の事項についての審判事件をいう。第二百二条第一項第二号及び第三項において同じ。)及び相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件(同表の九十九の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。)について、相続財産に属する財産が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

3 裁判所は、第一項に規定する場合のほか、推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件(別表第一の八十八の項の事項についての審判事件をいう。第一百八十九条第一項及び第二項において同じ。)、相続財産の保存又は管理に関する処分の審判事件(同表の九十の項の事項についての審判事件をいう。第二百二条第十項において同じ。)、限定承認を受理した場合における相続財産の管理人の選任の審判事件(同表の九十四の項の事項についての審判事件をいう。)、財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分の審判事件(同表の九十七の項の事項についての審判事件をいう。第二百二条第一項第二号及び第三項において同じ。)及び相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件(同表の九十九の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。)について、相続財産に属する財産が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

4 当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に遺産の分割に関する審判事件(別表第二の十二の項から十四の項までの事項についての審判事件をいう。第三条の十四及び第百九十五条第一項において同じ。)の申立てをすることができるかについて定めることができ

る。

5 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第三条の七第二項から第四項までの規定は、前項の合意について準用する。

(財産の分与に関する処分の審判事件の管轄権)

第三条の十二 裁判所は、財産の分与に関する

処分の審判事件(別表第二の四の項の事項についての審判事件をいう。第百五十条第五号において同じ。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一夫又は妻であった者の一方からの申立てであつて、他の一方の住所(住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるとき。

二夫であった者及び妻であった者の双方が日本の国籍を有するとき。

三日本国内に住所がある夫又は妻であつた者の一方からの申立てであつて、夫であつた者及び妻であつた者が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき。

四日本国内に住所がある夫又は妻であつた者が一方からの申立てであつて、他の一方が行方不明であるとき、他の一方の住所がある国においてされた財産の分与に關する処分に係る確定した裁判が日本国で効力を有しないときその他の日本の裁判所が審理することとなる特別の事情があると認められるとき。

(家事調停事件の管轄権)

第三条の十三 裁判所は、家事調停事件について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一当該調停を求める事項についての訴訟事件又は家事審判事件について日本の裁判所が管轄権を有するとき。

二相手方の住所(住所がない場合は住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるとき。

三当事者が日本の裁判所に家事調停の申立てをすることができる旨の合意をしたとき。

2 民事訴訟法第三条の七第一項及び第三項の規定は、前項第三号の合意について準用する。

3 人事訴訟法(平成十五年法律第百九号)第二条に規定する人事に関する訴え(離婚及び離縁の訴えを除く。)を提起することができる事項についての調停事件については、第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(特別の事情による申立ての却下)

第三条の十四 裁判所は、第三条の二から前条までに規定する事件について日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合(遺産の分割に関する審判事件について、日本の裁判所にのみ申立てをできる旨の合意に基づき申立てがされた場合を除く。)においても、事案の性質、申立人以外の事件の関係人の負担の程度、証拠の所在地、未成年者である子の利益その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが適正かつ迅速な審理の実現を妨げ、又は相手方がある事件について申立て人と相手方との間の平衡を害することとなる特別の事情があると認めるときは、その申立ての全部又は一部を却下することができる。

(管轄権の標準時)

第三条の十五 日本の裁判所の管轄権は、家事審判若しくは家事調停の申立てがあつた時又は裁判所が職権で家事事件の手続を開始した時を標準として定める。

第九条第五項中「(平成八年法律第百九号)」を削る。

第十八条ただし書中「(平成十五年法律第百九号)」を削る。

第七十九条の次に次の一条を加える。

(外国裁判所の家事事件についての確定した裁判の効力)

第七十九条の二 外国裁判所の家事事件についての確定した裁判(これに準ずる公的機関の判断を含む。)については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第百十八條の規定を準用する。

第一百四十五条中「別表第一の五十五の項についての審判事件をいう。」を削る。

第一百四十九条第一項中「別表第一の五十七の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。」を削り、同条第五号中「(別表第二の四の項の事項についての審判事件をいう。)」を削る。

第一百五十条第四号中「別表第二の三の項の事項についての審判事件をいう。次条第二号において同じ。」を削り、同条第五号中「(別表第二の四の項の事項についての審判事件をいう。)」を削る。

第一百五十九条第一項中「別表第一の五十九の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。」を削る。

第一百六十二条第一項中「別表第一の六十一の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。」を削る。

第一百六十二条第一項中「別表第一の六十二の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。」を削る。

第一百六十四条第一項中「別表第一の六十三の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。」を削る。

第一百六十五条第一項中「別表第一の六十四の項の事項についての審判事件をいう。次項及び次条第五項において同じ。」を削る。

第一百六十七条中「別表第一の六十五の項から六十九の項まで並びに別表第二の七の項及び八の項の事項についての審判事件をいう。」を削る。

(未成年被後見人の管轄権)

子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判事件にあつては、未成年被後見人となるべき者)」を加える。

第一百七十七条中「養子及び」を「未成年被後見人となるべき者及び」に改め、同条第一号中「別表第一の七十の項の事項についての審判事件をいう。」を削り、同条第二号中「(別表第一の七十一の項の事項についての審判事件をいう。)」を削る。

第一百八十八条第一項中「別表第一の八十六の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。」及び「(同表の八十七の項の事項についての審判事件をいう。次条第一項において同じ。)」を削る。

第一百八十九条第一項中「別表第一の八十八の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。」を削る。

第一百九十二条第一項中「別表第二の十二の項から十四の項までの事項についての審判事件をいう。」を削る。

第一百九十三条第一項中「別表第一の九十九の項の事項についての審判事件をいう。次号及び第二百二条第十項中「(別表第一の九十の項の事項についての審判事件をいう。)」を削る。

第二百二条第一項第二号中「別表第一の九十七の項の事項についての審判事件をいう。第三項において同じ。」を削る。

第二百三条第一号中「別表第一の九十九の項の事項についての審判事件をいう。次号及び第二百八条において同じ。」を削る。

第二百九条第二項中「(別表第一の百二の項の事項についての審判事件をいう。)」を削る。

第二百九条第二項中「別表第一の百二の項の事項についての審判事件をいう。」を削る。

第二百四十二条第一項第二号中「(別表第一の二百四十二条第一項第二号中「(別表第一の三百三十二条の項の事項についての審判事件をいう。」を削る。

第二百六十六条第二項中「(別表第一の百十の項の事項についての審判事件をいう。)」を削る。

三条の十一、第三十九条に、「第一百四十五条、第一百四十八条、第一百五十五条、第一百五十九条、第一百六十二条、第一百六十四条、第一百六十五条、第一百六十七条」を「第一百四十八条、第一百五十五条、第一百六十八条、第一百六十九条」に改め、「第一百八十八条、第一百八十九条」を削る。

別表第二中「第二十条」を「第三条の八、第三条の十一、第三条の十二、第二十条」に改め、「第一百六十七条」を削る。

(民事執行法の一部改正)

第三条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第六号中「の判決の下に」(家事事件における裁判を含む)第二十四条において同じ。」を加える。

第二十四条第一項中「が管轄し」を「(家事事件における裁判に係るものにあつては、家庭裁判所。以下この項において同じ。)が管轄し」に改め、同条第六項とし、同条第三項中「第一百十八条各号」の下に「(家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)第七十九条の二において準用する場合を含む。)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する地方裁判所は、同項の訴えの全部又は一部が家庭裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。

3 第一項に規定する家庭裁判所は、同項の訴えの全部又は一部が地方裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

2 新家事事件手続法第三条の十一第四項及び第五項の規定は、この法律の施行前にした特定の裁判所に同条第四項に規定する審判事件の申立てをすることができる旨の合意については、適用しない。

3 新家事事件手続法第三条の十三第一項(第三号に係る部分に限る)、第二項及び第三項(同条第一項第三号に係る部分に限る)の規定は、この法律の施行前にした日本の裁判所に家事調停の申立てをすることができる旨の合意については、適用しない。

4 新家事事件手続法第七十九条の二の規定は、この法律の施行前に確定した外国裁判所の家事事件における裁判(これに準ずる公的機関の判断を含む)については、適用しない。

5 新家事事件手続法第三条の二の規定は、この法律の施行現に係属している訴訟の日本の裁判所の管轄権については、適用しない。

6 新家事事件手続法第七十九条の二の規定は、この法律の施行前に申立てられた民事執行の事件については、第三条の規定による改正後の民事執行法(次項において「新民事執行法」という)第二十二条第六号に係る部分に限る)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 新家事事件手続法第三条の二の規定は、この法律の施行現に係属している人事訴訟を本案とする保全命令事件の管轄については、新人事訴訟法第三十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 新家事事件手続法第三条の二の規定は、この法律の施行現に係属している人事訴訟法(以下この条において「新家事事件手続法」という)第二十二条第六号に係る部分に限る)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 新家事事件手続法第三条の二の規定は、この法律の施行現に係属している外國裁判所の家事事件における裁判についての執行判決を求める訴訟については、新民事執行法第二十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10 新家事事件手続法第三条の二の規定は、ある被告の住所が日本国内にある場合や身分関係の当事者の双方が日本の国籍を有する場合などに、日本の裁判所に提起することができるものとすること。

11 新家事事件手続法第三条の二の規定は、本案は、国際的な要素を有する人事に関する訴え及び家事事件の適正かつ迅速な解決を図るために、これら訴え等に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

国際的な要素を有する人事に関する訴え及び家事事件の適正かつ迅速な解決を図るために、これら訴え等に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

1 議案の目的及び要旨

本案は、国際的な要素を有する人事に関する訴え及び家事事件の適正かつ迅速な解決を図るために、これらの訴え等に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2 人事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

1 人事に関する訴えの国際裁判管轄(人事訴訟法の一部改正)

人事に関する訴えは、身分関係の当事者である被告の住所が日本国内にある場合や身分関係の当事者の双方が日本の国籍を有する場合などに、日本の裁判所に提起することができるものとおりである。

2 家事事件の国際裁判管轄(家事事件手続法の一部改正)

養子縁組をするについての許可の審判事件、特別養子縁組の離縁の審判事件、親権に関する審判事件、相続に關する審判事件、家事調停事件などについて、事件の類型ごとに日本の裁判所が管轄権を有する場合を定めるものとすること。

3 外国裁判所の家事事件における裁判に係る執行(民事執行法の一部改正)

管轄裁判所が地方裁判所とされている外国裁判所の判決についての執行判決を求める訴えについて、家事事件における裁判に係るものにあつては家庭裁判所の管轄とするものとし、あわせて、地方裁判所及び家庭裁判所

が、その管轄に属さない訴えについても、一定の場合に自ら審理及び裁判をすることができるものとする」と。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、国際的な要素を有する人事に関する訴え及び家事事件の適正かつ迅速な解決を図るために、これらの訴え等に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成三十年四月六日

法務委員長 平口 洋

衆議院議長 大島 理森殿

右
国会に提出する。
平成三十年二月九日内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 麻生 太郎株式会社地域活性化支援機構法の一部を
改正する法律案

二 証案の可決理由

本案は、国際的な要素を有する人事に関する訴え及び家事事件の適正かつ迅速な解決を図るために、これらの訴え等に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

第三十二条の十第四項中「第三十三条第二項第一号」を「第三十三条第二項第一号」に改める。
 第三十二条の十二第四項中「第三十三条第二項第一号」を「第三十三条第二項第三号」に改め、同条第五項中「平成三十年三月三十日」を「平成三十一年三月三十日」に改める。
 第三十二条の十三第三項中「平成三十年三月三十日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成三十三年三月三十日」を「平成三十一年三月三十日」に改める。
 第三十二条の十三第三項中「平成三十一年三月三十日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成三十三年三月三十日」を「平成三十一年三月三十日」に改める。

第三十三条第二項第一号中「特定支援決定、特定期託引受決定又は特定出資決定」を「又は特定支援決定」に、「第三十二条の二第七項ただし書、第三十二条の九第六項ただし書」を「又は第三十二条の十第五項ただし書」に、「平成三十五年三月三十日」を「平成三十八年三月三十日」に改め、同項第二号中「平成三十五年三月三十日」を「平成三十八年三月三十日」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 特定期託引受決定又は特定出資決定
これらの決定の日から五年以内（第三十二条の九第七項ただし書又は第三十二条の十第五項ただし書の認可を受けてこれらの方の決定を行った場合は、平成三十五年三月三十日まで）で、かつ、できる限り短期間
第三十三条第三項中「再生支援決定」の下に「の可を受けて再生支援決定を行った場合は、平成三十年三月三十日まで」を加え、「第二十五条第八項ただし書又は」を削り、「これらの決定」を「特定信託引受決定」に改め、同条第四項中「平成三十五年三月三十日」を「平成三十八年三月三十日」に改める。

（経過措置）
 2 この法律の施行の日（次項において「施行日」という）前にこの法律による改正前の株式会社地域活性化支援機構法（同項において「旧法」という）第二十五条第八項ただし書の認可を受けた事業者については、この法律による改正後の株式会社地域活性化支援機構法（以下「新法」という）第二十五条第八項ただし書の認可を受けていないものとみなして、同項及び新法第三十三条第二項の規定を適用する。
 3 施行日前に旧法第三十二条の二第七項ただし書の認可を受けた事業者及びその代表者等については、新法第三十二条の二第七項ただし書の認可を受けていないものとみなして、同項及び新法第三十三条第二項の規定を適用する。
 (検討)
 4 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 1の決定に係る業務及び特定専門家派遣決定に係る業務について、完了するよう努めなければならない期限（平成三十五年三月三十日）を平成三十三年三月三十日に延長すること。
 2 1の決定に係る業務及び特定専門家派遣決定に係る業務について、完了するよう努めなければならない期限（平成三十五年三月三十日）を平成三十八年三月三十日に延長すること。
 3 この法律は、公布の日から施行すること。
 4 本案は、最近の地域経済をめぐる状況に鑑み、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化を引き続き図るため、株式会社地域活性化支援機構の業務の一部の期限を延長するものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成三十年四月六日

内閣委員長 山際大志郎

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

株式会社地域活性化支援機構法の一部
を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

株式会社地域活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一号を「第三十三条第二項第一項第六号中第三十三条第二項第一項第一号」に改める。
 第二十五条第八項及び第三十二条の二第七項中「平成三十年三月三十日」を平成三十三年三月三十日」に改める。

三十一日」に改める。

平成三十年四月十日 衆議院会議録第十七号

株式会社地域活性化支援機構法の一部を改正する法律案及び同報告書

限を延長するもので、その主な内容は次のとおりである。
 1 再生支援決定、特定支援決定、特定組合出資決定及び特定経営管理決定の期限（平成三十年三月三十日）を平成三十三年三月三十日に延長すること。

2 1の決定に係る業務及び特定専門家派遣決定に係る業務について、完了するよう努めなければならない期限（平成三十五年三月三十日）を平成三十三年三月三十日に延長すること。
 3 この法律は、最近の地域経済をめぐる状況に鑑み、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化を引き続き図るため、株式会社地域活性化支援機構の業務の一部の期限を延長するものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成三十年四月六日

内閣委員長 山際大志郎

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

株式会社地域活性化支援機構法の一部
を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

株式会社地域活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一号を「第三十三条第二項第一号」に改める。
 第二十二条第一項第六号中第三十三条第二項第一号を「第三十三条第二項第三号」に改める。

三十一日」に改める。

二 本案は、最近の地域経済をめぐる状況に鑑み、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化を引き続き図るため、株式会社地域活性化支援機構の業務の一部の期限を延長するものとみなして、同項及び関係者は、次の諸点について、十分配慮すべきである。
 1 株式会社地域活性化支援機構（以下「機構」という。）は、時限的組織であることに鑑み、再度の期限延長を前提としない経営に努めること。
 2 政府は、現機構への改組時に追加された業務のうち、特定信託受け及び特定出資の二つの業務については、実績がゼロであつたことに鑑

み、このような状況が繰り返されないよう努めること。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法

第十九条の二第五項中「第五節」を「第六節」に改める。

第十九条の十八第一項中「第十九条の十三第二項第二号」を「第十九条の十五第二項第二号」

三 機構は、延長を認められた業務については、
当該業務を通じ、地域において自律的かつ持続

（都市再生特別措置法の一部改 第一条 都市再生特別措置法（平

二十二号)の一部を次のように改正する。

材や地域金融機関等に地域経済活性化支援のノウハウを延長期限内に移転するよう最大限努めること。

機構は、将来的には地域金融機関等が主体的

にファンドを設立、運営でき

ドへの出資については極力減らすとともに、専門人材の育成等に注力すること。

み、機構の業務が地域金融機関等の扱い得る業務に対し、民業圧迫とならないよう徹底させること。

機構は、地域金融機関等への地域経済活性化支援のノウハウの移転が不十分な地域がないか

を検証し、延長を認められた期間を有効に活用して地域における人材育成に寄与する地域経済

活性化支援に努めること。

を図るため、経営者保証が極力徴求されることのないよう必要な取組を行うこと。

政府は、機構が中小企業への支援を通して得た知見を金融行政に反映させるために必要な検

案 証を行うこと。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

右
国会に提出する。

平成三十年二月九日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 麻生太郎

百九条の十二に改める

L

第四章中第五節を第六節とし、第四節を第五節とする。

般駐車施設（駐車施設（駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二十条第一項に規定する

駐車施設をいう。以下同じ。)のうち人の運送の用に供する自動車の駐車を主たる目的とするものをいう。)、荷さばき駐車施設(駐車施設のうち貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものをいう。)その他の駐車施設の種類ごとに駐車施設を適切な位置及び規模で配置することが当該都市再生緊急整備地域の都市機能の増進を図るために必要であると認めるときは、地域整備方針に基づき、駐車施設の種類ごとの配置に関する計画(以下「都市再生駐車施設配置計画」という。)を作成することができる。

2 都市再生駐車施設配置計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 都市再生駐車施設配置計画の区域(以下この節において「計画区域」という。)
- 二 駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項に規定する者が設けるべき駐車施設の種類並びに当該種類ごとの駐車施設の位置及び規模に関する事項
- 三 都市再生駐車施設配置計画においては、前項第二号の駐車施設の位置については計画区域における安全かつ円滑な交通が確保されるよう、同号の駐車施設の規模については計画区域における駐車施設の種類ごとの需要が適切に充足されるように定めるものとする。
- 4 都市再生駐車施設配置計画は、国と政機関等の長の全員の合意により作成するものとする。
- 5 協議会は、都市再生駐車施設配置計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 第二項から前項までの規定は、都市再生駐車施設配置計画の変更について準用する。(駐車施設の附置に係る駐車場法の特例)

第十九条の十四 都市再生駐車施設配置計画に記載された計画区域(駐車場法第二十条第一

項の地区若しくは地域又は同条第二項の地区の区域内に限る。)内における同条第一項及び第二項並びに同法第二十条の二第二項の規定の適用について、同法第二十条第一項中「近隣商業地域内」とあるのは「近隣商業地域内の計画区域(都市再生特別措置法第十九条の十三第二項第一号に規定する計画区域をいう。以下同じ。)の区域内」と、「その建築物又はその建築物の敷地内」とあるのは都市再生駐車施設配置計画(同条第一項に規定する都市再生駐車施設配置計画をいう。以下同じ。)に記載された同条第二項第二号に掲げる事項の内容に即して」と、「駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の」とあるのは「計画区域の区域内」と、同条第二項中「地区内」とあるのは「地区内の計画区域の区域内」と、同項及び同法第二十条の二第一項中「その建築物又はその建築物の敷地内」とあるのは「都市再生駐車施設配置計画に記載された都市再生特別措置法第十九条の十三第二項第二号に掲げる事項の内容に即して」と、同項中「前条第一項の地区若しくは地域内」とあるのは「計画区域の区域内」とある。

第六款 歴史的風致維持向上計画の認定の申請手続の特例

第六十二条の三 國土交通大臣は、第四十七条第一項の規定による都市再生整備計画(第四十六条第十四項に規定する事項が記載されたものに限る。)の提出(第三項において「都市再生整備計画の提出」という。)に併せて地域歴史的風致法第五条第項の規定による歴史的風致維持向上計画(同条第二項第三号ロに掲げる事項として歴史的風致維持向上計画整備手続の提出」という。)に記載された都市再生特別措置法第十九条第十五項に規定する事項(以下「この節において」を加える。)を認定の申請とする。

第七十四条第一項中「第四十六条第十五項」を「第四十六条第十六項」に改め、「所有者(以下「第四十六条第十六項」を「第四十六条第十五項」に改めたものとす。

第七十五条第二号中「第四十六条第十五項」を「第四十六条第十六項」に改める。

第七十六条第一項中「第四十六条第十七項」を「第四十六条第十六項」に改め、「第四十六条第十六項」を「第四十六条第十七項」に改める。

第七十七条第一項中「第四十六条第十七項」を「第四十六条第十六項」に改め、「第四十六条第十六項」を「第四十六条第十七項」に改める。

第七十八条第一項中「第四十六条第十七項」を「第四十六条第十六項」に改め、「第四十六条第十六項」を「第四十六条第十七項」に改める。

第七十九条第一項中「第四十六条第十七項」を「第四十六条第十六項」に改め、「第四十六条第十六項」を「第四十六条第十七項」に改める。

第八十条第一項中「第四十六条第十七項」を「第四十六条第十六項」に改め、「第四十六条第十六項」を「第四十六条第十七項」に改める。

第八十一条第五項第二号中「昭和三十二年法律第百六号」を削り、同項第三号中「(駐車場法第二十条第一項に規定する駐車施設をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同条第十六項中「第十四項を「第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条中第十五項を第十八項とし、第八項から第十四項までを三項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の三項を加える。

8 第二項第五号に掲げる事項には、居住誘導区域又は都市機能誘導区域のうち、レクリエーションの用に供する広場、地域における催しに関する情報を提供するための広告塔、良好な景観の形成又は風致の維持に寄与する並木その他のこれらの区域における居住者、

3 前二項の規定は、都市再生整備計画の提出に併せて地域歴史的風致法第七条第一項において同じ。)の整備に関する事業に関する事項を記載することができる。

第五十一条第一項中「第四十六条第十八項後段(同条第十九項)を「第四十六条第十九項後段(同条第二十項)に改める。

第五十七条の二第二項中「都市再生事業」を「都市再生事業等」に改める。

第六十二条の二中「同条第十八項前段(同条第十九項)を「同条第十九項前段(同条第二十項)に改め、第五章第三節中同条の次に次の二款を加える。

第六款 歴史的風致維持向上計画の認定の申請手續の特例

第六十二条の三 國土交通大臣は、第四十七条第一項の規定による都市再生整備計画(第四十六条第十四項に規定する事項が記載されたものに限る。)の提出(第三項において「都市再生整備計画の提出」という。)に併せて地域歴史的風致法第五条第項の規定による歴史的風致維持向上計画(同条第二項第三号ロに掲げる事項として歴史的風致維持向上計画整備手續の提出」という。)に記載された都市再生特別措置法第十九条第十五項に規定する事項(以下「この節において」を加える。)を認定の申請とする。

第七十四条第一項中「第四十六条第十五項」を「第四十六条第十六項」に改め、「所有者(以下「第四十六条第十六項」を「第四十六条第十五項」に改めたものとす。

第七十五条第二号中「第四十六条第十五項」を「第四十六条第十六項」に改める。

第七十六条第一項中「第四十六条第十七項」を「第四十六条第十六項」に改め、「第四十六条第十六項」を「第四十六条第十七項」に改める。

第七十七条第一項中「第四十六条第十七項」を「第四十六条第十六項」に改め、「第四十六条第十六項」を「第四十六条第十七項」に改める。

第七十八条第一項中「第四十六条第十七項」を「第四十六条第十六項」に改め、「第四十六条第十六項」を「第四十六条第十七項」に改める。

第七十九条第一項中「第四十六条第十七項」を「第四十六条第十六項」に改め、「第四十六条第十六項」を「第四十六条第十七項」に改める。

第八十条第一項中「第四十六条第十七項」を「第四十六条第十六項」に改め、「第四十六条第十六項」を「第四十六条第十七項」に改める。

第八十一条第五項第二号中「昭和三十二年法律第百六号」を削り、同項第三号中「(駐車場法第二十条第一項に規定する駐車施設をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同条第十六項中「第十四項を「第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条中第十五項を第十八項とし、第八項から第十四項までを三項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の三項を加える。

8 第二項第五号に掲げる事項には、居住誘導区域又は都市機能誘導区域のうち、レクリエーションの用に供する広場、地域における催しに関する情報を提供するための広告塔、良好な景観の形成又は風致の維持に寄与する並木その他のこれらの区域における居住者、

来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であつて、居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地の誘導の促進に資するもの（以下「立地誘導促進施設」という。）の配置及び利用の状況その他の状況からみて、これらの区域内の一

団の土地の所有者及び借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する從前の土地の所有者及び借地権等を有する者による立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理が必要となると認められる区域並びに当該立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項を記載することができる。

9 第二項第五号に掲げる事項には、居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための低未利用土地の利用及び管理に関する事項を記載することができる。

10 第二項第五号に掲げる事項には、居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地及び立地の誘導を図る指針（以下「低未利用土地利用等指針」といいう。）に関する事項を記載することができる。

9 第二項第五号に掲げる事項には、居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための低未利用土地の利用及び管理に関する事項を記載することができる。

9 第二項第五号に掲げる事項には、居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための低未利用土地の利用及び管理に関する事項を記載することができる。

9 第二項第五号に掲げる事項には、居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための低未利用土地の利用及び管理に関する事項を記載することができる。

再生事業等に改める。
第九十四条第一項中「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）」を「地域歴史的風致法」に改める。
第一百五条に見出しとして「（施行地区内の権利者の全ての同意を得た場合における換地の決定」を付し、同条中「この条において」を削り、「施行地区」の下に「（以下「施行地区」という。）」を加え、第六章第三節第二款中同条の次に次の三条を加える。

（誘導施設整備区）

第一百五条の二 立地適正化計画に記載された土

地区画整理事業であつて都市機能誘導区域を

その施行地区に含むもののうち、建築物等の

敷地として利用されていない宅地（土地区画

整理法第二条第六項に規定する宅地をいう。

以下同じ。）又はこれに準ずる宅地が相当程度

存在する区域内において施行されるものの事

業計画においては、当該施行地区内の宅地の

うち次条第一項の申出が見込まれるものにつ

いての換地の地積の合計が、当該都市機能誘

導区域に係る誘導施設を有する建築物を整備

するのに必要な地積とおおむね等しいか又は

これを超えると認められる場合に限り、国土

省令で定めるところにより、当該都市機

能誘導区域の土地の区域であつて、当該建

築物の用に供すべきもの（以下「誘導施設整備区」という。）を定めることができる。

（誘導施設整備区への換地の申出等）

第百五条の三 前条の規定により事業計画にお

利設定等促進事業区域」という。）並びに当該低未利用土地権利設定等促進事業に関する事項を記載することができる。

第八十二条中「同条第十五項（同条第十六項）」を「同条第十八項（同条第十九項）に改める。

第八十六条第二項中「都市再生事業」を「都市

再生事業等に改める。

第九十四条第一項中「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）」を「地域歴史的風致法」に改める。

第一百五条に見出しとして「（施行地区的権利者の全ての同意を得た場合における換地の決定」を付し、同条中「この条において」を削り、「施行地区」の下に「（以下「施行地区」という。）」を加え、第六章第三節第二款中同条の次に次の三条を加える。

（誘導施設整備区）

第一百五十五条の二 立地適正化計画に記載された土

地区画整理事業であつて都市機能誘導区域を

その施行地区に含むもののうち、建築物等の

敷地として利用されていない宅地（土地区画

整理法第二条第六項に規定する宅地をいう。

以下同じ。）又はこれに準ずる宅地が相当程度

存在する区域内において施行されるものの事

業計画においては、当該施行地区内の宅地の

うち次条第一項の申出が見込まれるものにつ

いての換地の地積の合計が、当該都市機能誘

導区域に係る誘導施設を有する建築物を整備

するのに必要な地積とおおむね等しいか又は

これを超えると認められる場合に限り、国土

省令で定めるところにより、当該都市機

能誘導区域の土地の区域であつて、当該建

築物の用に供すべきもの（以下「誘導施設整備区」という。）を定めることができる。

（誘導施設整備区への換地の申出等）

第百五条の三 前条の規定により事業計画にお

いて誘導施設整備区が定められたときは、施行地区内の宅地の所有者は、施行者に対し、換地計画において当該宅地についての換地を誘導施設整備区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

第八十六条第二項中「都市再生事業」を「都市

再生事業等に改める。

第九十四条第一項中「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）」を「地域歴史的風致法」に改める。

第一百五条に見出しとして「（施行地区的権利者の全ての同意を得た場合における換地の決定」を付し、同条中「この条において」を削り、「施行地区」の下に「（以下「施行地区」という。）」を加え、第六章第三節第二款中同条の次に次の三条を加える。

（誘導施設整備区）

第一百五十五条の二 立地適正化計画に記載された土

地区画整理事業であつて都市機能誘導区域を

その施行地区に含むもののうち、建築物等の

敷地として利用されていない宅地（土地区画

整理法第二条第六項に規定する宅地をいう。

以下同じ。）又はこれに準ずる宅地が相当程度

存在する区域内において施行されるものの事

業計画においては、当該施行地区内の宅地の

うち次条第一項の申出が見込まれるものにつ

いての換地の地積の合計が、当該都市機能誘

導区域に係る誘導施設を有する建築物を整備

するのに必要な地積とおおむね等しいか又は

これを超えると認められる場合に限り、国土

省令で定めるところにより、当該都市機

能誘導区域の土地の区域であつて、当該建

築物の用に供すべきもの（以下「誘導施設整備区」という。）を定めることができる。

（誘導施設整備区への換地の申出等）

第百五条の三 前条の規定により事業計画にお

いて誘導施設整備区が定められたときは、施行地区内の宅地の所有者は、施行者に対し、換地計画において当該宅地についての換地を誘導施設整備区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

第八十六条第二項中「都市再生事業」を「都市

再生事業等に改める。

第九十四条第一項中「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）」を「地域歴史的風致法」に改める。

第一百五条に見出しとして「（施行地区的権利者の全ての同意を得た場合における換地の決定」を付し、同条中「この条において」を削り、「施行地区」の下に「（以下「施行地区」という。）」を加え、第六章第三節第二款中同条の次に次の三条を加える。

（誘導施設整備区）

第一百五十五条の二 立地適正化計画に記載された土

地区画整理事業であつて都市機能誘導区域を

その施行地区に含むもののうち、建築物等の

敷地として利用されていない宅地（土地区画

整理法第二条第六項に規定する宅地をいう。

以下同じ。）又はこれに準ずる宅地が相当程度

存在する区域内において施行されるものの事

業計画においては、当該施行地区内の宅地の

うち次条第一項の申出が見込まれるものにつ

いての換地の地積の合計が、当該都市機能誘

導区域に係る誘導施設を有する建築物を整備

するのに必要な地積とおおむね等しいか又は

これを超えると認められる場合に限り、国土

省令で定めるところにより、当該都市機

能誘導区域の土地の区域であつて、当該建

築物の用に供すべきもの（以下「誘導施設整備区」という。）を定めることができる。

（誘導施設整備区への換地の申出等）

第百五条の三 前条の規定により事業計画にお

いて誘導施設整備区が定められたときは、施行地区内の宅地の所有者は、施行者に対し、換地計画において当該宅地についての換地を誘導施設整備区内に定めるべき旨の申出をすることができる。

第八十二条中「同条第十五項（同条第十六項）」を「同条第十八項（同条第十九項）に改める。

第八十六条第二項中「都市再生事業」を「都市

再生事業等に改める。

第九十四条第一項中「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）」を「地域歴史的風致法」に改める。

第一百五条に見出しとして「（施行地区的権利者の全ての同意を得た場合における換地の決定」を付し、同条中「この条において」を削り、「施行地区」の下に「（以下「施行地区」という。）」を加え、第六章第三節第二款中同条の次に次の三条を加える。

（誘導施設整備区）

第一百五十五条の二 立地適正化計画に記載された土

地区画整理事業であつて都市機能誘導区域を

その施行地区に含むもののうち、建築物等の

敷地として利用されていない宅地（土地区画

整理法第二条第六項に規定する宅地をいう。

以下同じ。）又はこれに準ずる宅地が相当程度

存在する区域内において施行されるものの事

業計画においては、当該施行地区内の宅地の

うち次条第一項の申出が見込まれるものにつ

いての換地の地積の合計が、当該都市機能誘

導区域に係る誘導施設を有する建築物を整備

するのに必要な地積とおおむね等しいか又は

これを超えると認められる場合に限り、国土

省令で定めるところにより、当該都市機

能誘導区域の土地の区域であつて、当該建

築物の用に供すべきもの（以下「誘導施設整備区」という。）を定めることができる。

（誘導施設整備区への換地の申出等）

第百五条の三 前条の規定により事業計画にお

供、指導、助言その他の援助を行うものとする。

2 市町村は、前項の援助として低未利用土地の利用の方法に関する提案又はその方法に関する知識を有する者の派遣を行うため必要があると認めるときは、都市計画法第七十五条の五第一項の規定により指定した都市計画協力団体に必要な協力を要請することができる。

3 市町村長は、立地適正化計画に記載された居住誘導区域又は都市機能誘導区域内の低未利用土地の所有者等が当該低未利用土地利用等指針に即した低未利用土地の管理を行わないため、悪臭の発生、堆積した廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。)の飛散その他の事由により当該低未利用土地の周辺の地域における住宅又は誘導施設の立地又は立地の誘導を図る上で著しい支障が生じていると認めるときは、当該所有者等に対し、当該低未利用土地利用等指針に即した低未利用土地の管理を行うよう勧告することができる。

(低未利用土地権利設定等促進計画の作成)

第百九条の六 市町村は、立地適正化計画に記載された低未利用土地権利設定等促進事業区域内の土地及び当該土地に存する建物を対象として低未利用土地権利設定等促進事業を行うとするときは、当該低未利用土地権利設定等促進事業に関する計画(以下「低未利用土地権利設定等促進計画」という。)を作成することができる。

2 低未利用土地権利設定等促進計画においては、第一号から第五号までに掲げる事項を記載するものとともに、第六号に掲げる事項を記載することができる。

一 権利設定等を受ける者の氏名又は名称及

び住所

二 前号に規定する者が権利設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積又は建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積。

三 第一号に規定する者に前号に規定する土地又は建物について権利設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

いること。

三 前項第一号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意が得られていること。

四 前項第二号に規定する建物ごとに、同項第一号に規定する者、当該建物について所有権、質権、賃借権、使用貸借による権利の種類、内容(土地又は建物の利用目的を含む。)、始期又は移転の時期及び存続期間又は残存期間並びに当該設定又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合にあっては地代又は借賃及びその支払の方

法

五 第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地又は建物の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法

六 その他権利設定等に係る法律関係に関する事項として国土交通省令で定める事項

3 低未利用土地権利設定等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。

五 前項第一号に規定する土地に定着する物件(同号に規定する建物を除く。)ごとに、当該物件について所有権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者並びに当該物件について先取特権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他の消滅に関する事項の定めの登記又は処分の制限の登記に係る権利を有する者の全ての同意が得られていること。

六 前項第一号に規定する建物を除く。)ごとに、当該物件について所有権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者並びに当該物件について先取特権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他の消滅に関する事項の定めの登記又は処分の制限の登記に係る権利を有する者の全ての同意が得られていること。

(公告の効果)

第一百九条の九 前条の規定による公告があつたときは、その公告があつた低未利用土地権利設定等促進計画の定めるところによつて地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転する。

(登記の特例)

第一百九条の十 第百九条の八の規定による公告があつた低未利用土地権利設定等促進計画に係る土地又は建物の登記については、政令で、不動産登記法(平成十六年法律第二百三号)の特例を定めることができる。

六 前項第一号に規定する者が、権利設定等が行われた後において、同項第二号に規定する土地又は建物を同項第四号又は第五号に規定する土地又は建物の利用目的に即して適かつ確実に利用することができると認められる。

二 低未利用土地権利設定等促進計画において、居住誘導区域にあっては住宅又は住宅の立地の誘導の促進に資する施設等の、都

市機能誘導区域にあっては誘導施設又は誘導施設の立地の誘導の促進に資する施設等の整備を図るために行う権利設定等又はこれと併せて行う当該権利設定等を円滑に推進するために必要な権利設定等が記載されて

未利用土地権利設定等促進事業区域内の土地

又は当該土地に存する建物について地上権、賃借権、使用貸借による権利又は所有権を有する者及び当該土地又は建物について権利設定等を受けようとする者は、その全員の合意により、前条第二項各号に掲げる事項を内容とする協定を締結した場合において、同条第三項第三号から第五号までに規定する者の全ての同意を得たときは、国土交通省令で定めたところにより、その協定の目的となつていること。

三 三項第三号から第五号までに規定する者の全ての同意を得たときは、国土交通省令で定めたところにより、その協定の目的となつているところにより、その協定の目的となつている土地又は建物につき、低未利用土地権利設定等促進計画を作成すべきことを市町村に對し要請することができる。

四 第百九条の八 市町村は、低未利用土地権利設定等促進計画を作成したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(公告の効果)

五百九条の九 前条の規定による公告があつたときは、その公告があつた低未利用土地権利設定等促進計画の定めるところによつて地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転する。

(登記の特例)

五百九条の十 第百九条の八の規定による公告があつた低未利用土地権利設定等促進計画に係る土地又は建物の登記については、政令で、不動産登記法(平成十六年法律第二百三号)の特例を定めることができる。

六 前項第一号に規定する者が、権利設定等が行われた後において、同項第二号に規定する土地又は建物を同項第四号又は第五号に規定する土地又は建物の利用目的に即して適かつ確実に利用することができると認められる。

二 低未利用土地権利設定等促進計画において、居住誘導区域にあっては住宅又は住宅の立地の誘導の促進に資する施設等の、都

市機能誘導区域にあっては誘導施設又は誘導施設の立地の誘導の促進に資する施設等の整備を図るために行う権利設定等又はこれと併せて行う当該権利設定等を円滑に推進するために必要な権利設定等が記載されて

未利用土地権利設定等促進事業区域内の土地

又は建物を利用すべきことを勧告することができる。
 (低未利用土地等に関する情報の利用等)
第百九条の十二 市町村長は、この節の規定の施行に必要な限度で、その保有する低未利用土地及び低未利用土地に存する建物に関する情報、その目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、この節の規定の施行のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、低未利用土地及び低未利用土地に存する建物に関する情報の提供を求めることができる。

第一百九条第一号二を同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

二 立地適正化計画に記載された居住誘導区域又は都市機能誘導区域内における低未利用土地の利用又は管理に関する事業

(都市計画法の一部改正)
第二条 都市計画法(昭和四十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中 第五章 社会資本整備審議会等(第七十

六条一第七十八条)を [第六章 社会資本整備審議会等及び都道府県都市計画審議会等(第七十

二条の十一中「ほか」の下に「市街地の環境を確保しつゝを、「促進の下に」と都市機能の増進と]を加え、「含み、自動車のみの交通の用に供するもの及び自動車の沿道への出入りができない高架その他の構造のものに限りる]を

「含む」に改める。

第二十一条の二第一項[次項]の下に「及び

第五十七条の九第一項]を加える。

第五十八条の四の見出しを〔土地所有者等の

責務等〕に改め、同条第一項中〔遊休土地転換

利用促進地区内の〕の下に〔土地に係る土地所有者等〔を、「有する者〕の下に〔をいう。以下同

じ。〕を加え、〔土地の〕を〔遊休土地転換利用促進地区内の土地の〕に改め、同条第二項中〔につ

いて所有権又は地上権その他の使用若しくは收

益を目的とする権利を有する者〕を〔に係る土地

所有者等〕に改める。

第七章を第九章とし、第六章を第八章とし、

第五章を第七章とし、第四章の次に次の二章を

加える。

第五章 都市施設等整備協定

(都市施設等整備協定の締結等)

第七十五条の二 都道府県又は市町村は、都市

計画(都市施設、地区施設その他の国土交通

省令で定める施設(以降この項において「都市

施設等」という。)の整備に係るものに限る。)

の案を作成しようとする場合において、当該

都市計画に係る都市施設等の円滑かつ確実な

整備を図るために特に必要があると認めるとき

は、当該都市施設等の整備を行うと見込まれ

る者(第七十五条の四において「施設整備予定

者」という。)との間ににおいて、次に掲げる事

項を定めた協定(以下「都市施設等整備協定」という。)を締結することができる。

一 都市施設等整備協定の目的となる都市施設

設等(以下この項において「協定都市施設

等」という。)

二 協定都市施設等の位置、規模又は構造

三 協定都市施設等の整備の実施時期

四 次に掲げる事項のうち必要なもの

イ 協定都市施設等の整備の方針

ロ 協定都市施設等の用途の変更の制限そ

の他の協定都市施設等の存置のための行

為の制限に関する事項

ハ その他協定都市施設等の整備に関する事項

五 都市施設等整備協定に違反した場合の措

置

2 都道府県又は市町村は、都市施設等整備協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該都市施設等整備協定の写しを当該都道府県又は市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供しなければならない。

(都市施設等整備協定に従つた都市計画の案の作成等)

第六章 都市計画協力団体

(都市計画協力団体の指定)

第七十五条の三 都道府県又は市町村は、都市

施設等整備協定を締結したときは、当該都市

施設等整備協定において定められた前条第一

項第二号に掲げる事項に従つて都市計画の案

を作成して、当該都市施設等整備協定において定められた同項第三号に掲げる事項を勘案

して適当な時期までに、都道府県都市計画審

議会(市町村都市計画審議会が置かれている

市町村にあつては、当該市町村都市計画審議

会。次項において同じ。)に付議しなければなら

らない。

2 都道府県又は市町村は、前項の規定により

都市計画の案を都道府県都市計画審議会に付

議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該都市施設等整備協定の写しを提出しなければならない。

(開発許可の特例)

第七十五条の四 都道府県又は市町村は、都市

施設等整備協定に第七十五条の二第二項第四

号イに掲げる事項として施設整備予定者が行

う開発行為(第二十九条第一項各号に掲げる

ものを除き、第三十二条第一項の同意又は同

条第二項の規定による協議を要する場合にあ

つては、当該同意が得られ、又は当該協議が

行われているものに限る。)に関する事項を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、第二十九条第一項の許可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

2 前項の規定による同意を得た事項が定められた都市施設等整備協定が第七十五条の二第二項の規定により公告されたときは、当該公告の日に当該事項に係る施設整備予定者に対する第二十九条第一項の許可があつたものとみなす。

3 都市計画協力団体は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、都市計画協力団体として指定することができる。

4 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該都市計画協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 都市計画協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(都市計画協力団体の業務)

第七十五条の六 都市計画協力団体は、当該市

町村の区域内において、次に掲げる業務を行

うものとする。

1 当該市町村がする都市計画の決定又は変

更に関し、住民の土地利用に関する意向その他の事情の把握、都市計画の案の内容となるべき事項の周知その他の協力をを行うこと。

二 土地所有者等に対し、土地利用の方法に関する提案、土地利用の方法に関する知識を有する者の派遣その他の土地の有効かつ適切な利用を図るために必要な援助を行うこと。

三 都市計画に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 都市計画に関する調査研究を行うこと。

五 都市計画に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第七十五条の七 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、都市計画協力団体に対し、その業務に関する報告をさせることができ。

2 市町村長は、都市計画協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該都市計画協力団体に対し、その業務の運営の改善に関する必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、都市計画協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第七十五条の八 国土交通大臣又は市町村長は、都市計画協力団体に対し、その業務の実

施に關し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(都市計画協力団体による都市計画の決定等の提案)

第七十五条の九 都市計画協力団体は、市町村に對し、第七十五条の六各号に掲げる業務の実施を通じて得られた知見に基づき、当該市町村の区域内の一定の地区における当該地区的特性に応じたまちづくりの推進を図るために必要な都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の草案を添えなければならない。

2 第二十一条の二第三項及び第二十二条の三から第二十二条の五までの規定は、前項の規定による提案について準用する。

(都市計画協力団体の市町村による援助への協力)

第七十五条の十 都市計画協力団体は、市町村から都市再生特別措置法第九条の五第二項の規定による協力の要請を受けたときは、当該要請に応じ、低未利用土地(同法第四十六条第一項第十七項に規定する低未利用土地をいう。)の利用の方法に関する提案又はその方法に関する知識を有する者の派遣に関し協力するものとする。

(建築基準法の一部改正)

第三条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第二号中「高架の道路その他」の「道路であつて自動車の沿道への出入りができる構造のものとして政令で定める基準に該

当するもの(第四十四条第一項第三号において「特定高架道路等」という。)で、「」を削り、「同号において同じ。」内のもの」を「」内の道路に改める。

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第四十四条第一項第三号中「地区計画の区域内の自動車のみの交通の用に供する道路又は特定高架道路等」を「第四十三条第一項第二号の道路」に改め、「当該」の下に「道路に係る」を加える。

(政令への委任)

2 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(首都直下地震対策特別措置法の一部改正)

4 首都直下地震対策特別措置法(平成二十五年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

正) 第一条第四項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

2 第二十二条の二第三項及び第二十二条の三から第二十二条の五までの規定は、前項の規定による提案について準用する。

3 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二百一号)第百五条の二の規定による誘導施設整備区が事業計画において定められて

いる土地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種類及び規模等が政令で定める基準に適合するものを施行する個人施

行者、土地区画整理組合又は区画整理会社

に対する当該土地区画整理事業に要する費

用で政令で定める範囲内のものに充てるた

めの無利子の資金の貸付け

る。

4 第二十条中「第十九条の十三第一項」を「第十九条の十五第一項」に、「第十九条の十五から第十九条の十八まで」を「第十九条の十七から第十九条の二十まで」に、「第十九条の十五第一項」を「第十九条の十七第一項」に、「第十九条の十五第二項第二号」を「第十九条の十五第二項第二号」に、「第十九条の十三第五項」を「第十九条の十五第五項」に、「第十九条の十六第一項」を「第十九条の十八第一項」に、「第十九条の十七第一項」を「第十九条の十九第一項」に、「第十九条の十八第一項」を「第十九条の二十第一項」に改める。

第一条第五項中「第三号」を「第四号」に改め、同条第六項中「(平成十四年法律第二十二号)」を削る。

理由

低未利用土地の有効かつ適切な利用を促進することもに地域の実情に応じた市街地の整備を一層推進することにより、都市の再生を図るために、低未利用土地の利用及び管理に関する指針を立地適正化計画の記載事項とし、都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための土地区画整理事業の特例を創設するとともに、都市計画協力団体の指定等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律
案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、低未利用土地の有効かつ適切な利用を促進するとともに地域の実情に応じた市街地の整備を一層推進することにより、都市の再生を図るため、低未利用土地の利用及び管理に関する指針を立地適正化計画の記載事項とする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 都市再生特別措置法の一部改正

- (一) 市町村は、低未利用土地権利設定等促進事業区域内の土地等を対象として、低未利用土地権利設定等促進計画を作成することができる。計画の公告があつた同計画の定めるところによつて、地上権等の権利が設定等され、又は所有権が移転すること。また、同計画の作成等に必要な限度で、保有する情報を保有の目的以外のために内部で利用することができるること。
- (二) 居住誘導区域等内における低未利用土地の利用等に関する事業に有効に利用できる土地の取得等を行うこと等を都市再生推進法人の業務に追加すること。
- (三) 土地区画整理事業の事業計画に誘導施設整備区を定めた場合は、施行地区内の宅地の所有者は、施行者に対し、当該宅地についての換地を誘導施設整備区内に定めるべき旨の申出をすること。
- (四) 土地所有者等はその金員の合意により、立地誘導促進施設協定を市町村長の認可を受けて締結することができます。当該認可の公告のあつた後において土地所有者等となつた者に対してもその効力があること。
- (五) 都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止し、又は廃止しようとする者は、三十日前までに、その旨を市町村長に届け出なければならないこと。

(六) 都市再生緊急整備協議会は、都市再生緊急整備地域内の区域について、地域整備方針に基づき、都市再生駐車施設配置計画を作成することができ、地方公共団体は、同計画の区域内において建築物を新築しようとする者等に対し、条例で、同計画に記載された事項の内容に即して駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。

本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成三十年度一般会計予算において、都市開発資金貸付金に係る経費七十三億三千八百万円の中に所要の経費が、社会資本整備総合交付金が、また、集約都市形成支援事業費補助金に係る経費四億六千九百五十万円の中に所要の経費が計上されている。

右報告する。

平成三十年四月六日

衆議院議長 国土交通委員長 西村 明宏
大島 理森殿

二 議案の可決理由

3 この法律は、公布の日から起算して三月を

超えない範囲内において政令で定める日から

施行すること。

- (一) 都道府県等が施設整備予定者との間において、都市施設等整備協定を締結したときは、都道府県等は、同協定に定められた事項に従つて都市計画の案を作成しなければならないこと。
- (二) 自動車のみの交通の用に供する道路等以外の道路についても、立体道路制度の適用対象とすること。
- (三) この法律は、公布の日から起算して三月を超過しない範囲内において政令で定める日から施行すること。

官 報 (号 外)

平成三十年四月十日 衆議院会議録第十七号

明治二十九年三月三十一日
郵便物認可

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 發行所 | 二東干一 獨善宮一 五都港五 行政法 國立出版局 |
| 電話 | 03 (3587) 4294 |
| 定価 | 一本 (本体 一一〇円 一一八円 |